

「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック 競技大会に向けた政府の取組」資料集

平成27年11月

内閣官房
東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会
推進本部事務局

【参考資料 目次】

「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けた政府の取組」 資料集

【大会の円滑な準備及び運営】

①セキュリティの万全と安全安心の確保13

- 1.セキュリティ対策検討・推進体制の整備（内閣官房、警察庁等）
- 2-a.未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化（法務省、警察庁等）
- 2-b.未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化（財務省、警察庁等）
- 2-c.未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化（内閣官房等）
- 3-a.大会運営に係るセキュリティの確保（警察庁等）
- 3-b.大会運営に係るセキュリティの確保（海上保安庁等）
- 4.警戒監視、被害拡大防止対策等（防衛省）
- 5-a.NBC（核・生物・化学物質）テロ対策の強化（厚生労働省、警察庁）
- 5-b.NBC（核・生物・化学物質）テロ対策の強化（総務省、警察庁）
- 6.サイバーセキュリティ確保のための取組の推進（内閣官房等）
- 7.首都直下地震対策の強化（内閣府等）
- 8.避難誘導対策の強化（内閣府等）
- 9.感染症対策の推進（厚生労働省）
- 10.食中毒予防策の推進（厚生労働省）

②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策27

- 11.出入国審査の円滑化（法務省等）
- 12.CIQ体制の強化等（法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省等）
- 13.首都圏空港の機能強化（国土交通省）
- 14.空港アクセス等の改善（国土交通省）
- 15.道路輸送インフラの整備（国土交通省等）
- 16.大会開催時の輸送（警察庁、国土交通省）
- 17.多言語対応の強化（内閣官房、観光庁等）
- 18.無料公衆無線LAN（総務省、観光庁等）
- 19.医療機関における外国人患者受入環境整備（厚生労働省、観光庁）
- 20.外国人来訪者等への救急・防災対応（総務省）
- 21.国際都市にふさわしい景観創出等のための無電柱化の推進（国土交通省）
- 22.外国人を含む全ての大会来訪者がストレス無く楽しめる環境整備（経済産業省）

③暑さ対策・環境問題への配慮39

- 23.環境配慮の推進（環境省等）
- 24.大会と連携した水素・燃料電池の活用（経済産業省、国土交通省、環境省等）
- 25.スマートコミュニティの展開（経済産業省）
- 26-a.アスリート・観客の暑さ対策の推進（内閣官房等）
- 26-b.アスリート・環境にやさしい道づくり（国土交通省等）

④メダル獲得へ向けた競技力の強化44

- 27.強化・研究拠点の在り方（文部科学省等）
- 28.競技力の向上（文部科学省）
- 29.自衛官アスリートの育成及び競技力向上（防衛省）
- 30.射撃競技における競技技術の向上（警察庁等）

⑤アンチ・ドーピング対策の体制整備	48
○31.国内アンチ・ドーピング活動体制の整備（文部科学省等）	
⑥新国立競技場の整備	49
○32.新国立競技場の整備等（内閣官房、文部科学省等）	
⑦教育・国際貢献等によるオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及、ボランティア等の機運醸成	50
○33.Sport for Tomorrowプログラムの実施（文部科学省、外務省）	
○34.国内のオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの普及（文部科学省）	
○35.スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催（文部科学省等）	
⑧その他	53
○36.記念貨幣の発行等に向けた調査検討（財務省）	
○37.大会協賛宝くじ・記念切手の発行検討等（総務省、文部科学省）	
○38.記念自動車ナンバープレートの発行検討（国土交通省）	
○39.知的財産保護のあり方検討（経済産業省等）	
○40.式典等大会運営への協力検討（防衛省）	
○41.建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置（国土交通省等）	
○42.大会に向けた各種建設工事における安全確保（厚生労働省）	

【大会を通じた新しい日本の創造】

（1）大会を通じた日本の再生

①被災地の復興・地域活性化	60
○43.被災地と連携した取組の検討体制の設置（内閣官房、復興庁等）	
○44.ホストタウンの推進（内閣官房、総務省、外務省、文部科学省等）	
○45.対日直接投資の拡大に向けた我が国ビジネス環境の発信（経済産業省、文部科学省等）	

②日本の技術力の発信63

- 46.社会全体のICT化の推進（総務省等）
- 47.大会における最新の科学技術活用の具体化（内閣府等）
- 48.自動走行技術を活用した次世代都市交通システム（内閣府等）
- 49.先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現（文部科学省等）
- 50-a.高精度衛星測位技術を活用した新サービス（観光サービス）（内閣府、経済産業省等）
- 50-b.高精度衛星測位技術を活用した新サービス（スポーツ・健康サービス）（内閣府、経済産業省等）
- 51.義肢装具等の先端技術の発信（厚生労働省等）

※以下は前掲

- 24.大会と連携した水素・燃料電池の活用（経済産業省、国土交通省等）
- 25.スマートコミュニティの展開（経済産業省）

③外国人旅行者の訪日促進70

- 52.「2020年オリンピック・パラリンピック」を見据えた観光振興（内閣官房、観光庁等）
- 53.水辺環境の改善（国土交通省）

※以下は前掲

- 14.空港アクセス等の改善（国土交通省）
- 15.道路輸送インフラの整備（国土交通省等）
- 17.多言語対応の強化（内閣官房、観光庁等）
- 18.無料公衆無線LAN（総務省、観光庁等）
- 19.医療機関における外国人患者受入環境整備（厚生労働省、観光庁）
- 20.外国人来訪者等への救急・防災対応（総務省）
- 21.国際都市にふさわしい景観創出等のための無電柱化の推進（国土交通省）
- 22.外国人を含む全ての大会来訪者がストレス無く楽しめる環境整備（経済産業省）
- 35.スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催（文部科学省等）
- 46.社会全体のICT化の推進（総務省等）

※以下は後掲

- 54.文化を通じた機運醸成（内閣官房、文部科学省等）
- 55-a.文化プログラムの推進（内閣官房、文部科学省、外務省、厚生労働省等）
- 55-b.文化プログラムの推進（内閣官房、文部科学省、外務省、厚生労働省等）
- 56-a.クールジャパンの効果的なPRの実施（経済産業省等）
- 56-b.クールジャパンの効果的なPRの実施（内閣官房）
- 57.和食・和の文化の発信強化（内閣官房、農林水産省等）

（2）日本文化の魅力の発信72

- 54.文化を通じた機運醸成（内閣官房、文部科学省等）
- 55-a.文化プログラムの推進（内閣官房、文部科学省、外務省、厚生労働省等）
- 55-b.文化プログラムの推進（内閣官房、文部科学省、外務省、厚生労働省等）
- 56-a.クールジャパンの効果的なPRの実施（経済産業省等）
- 56-b.クールジャパンの効果的なPRの実施（内閣官房）
- 57.和食・和の文化の発信強化（内閣官房、農林水産省等）

※以下は前掲

- 35.スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催（文部科学省等）

（3）スポーツ基本法が目指すスポーツ立国の実現78

- 58.障害者スポーツの普及促進（文部科学省）

※以下は前掲

- 27.強化・研究拠点のあり方（文部科学省等）
- 28.競技力の向上（文部科学省）
- 31.国内アンチ・ドーピング活動体制の整備（文部科学省等）
- 32.新国立競技場の整備等（内閣官房、文部科学省等）
- 33.Sport for Tomorrowプログラムの実施（文部科学省、外務省）
- 34.国内のオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及（文部科学省）

※以下は後掲

- 59.地域スポーツの推進（文部科学省）

(4) 健康長寿・ユニバーサルデザインによる共生社会の実現

- ①大会を弾みとした健康増進・受動喫煙防止**79
 - 59.地域スポーツの推進（文部科学省）
 - 60.受動喫煙防止対策の推進（厚生労働省、内閣官房等）

- ②ユニバーサルデザイン・心のバリアフリー**81
 - 61.大会に向けたアクセシビリティの実現（内閣官房等）
 - 62.バリアフリー対策の強化（国土交通省等）
 - 63.ICT化を活用した行動支援の普及・活用（国土交通省、総務省）
 - 64.心のバリアフリー（内閣官房、法務省、国土交通省等）

※以下は前掲

- 32.新国立競技場の整備（内閣官房、文部科学省等）

注：内閣官房2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室（略称：内閣オリパラ室）は、平成27年6月25日に廃止され、内閣官房東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会推進本部事務局（略称：内閣官房オリパラ事務局）に改編されている。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の概要

第32回オリンピック競技大会

2020年（平成32年）
7月24日（金）～8月9日（日） <予定>

33競技（予定）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車競技、卓球、馬術、フェンシング、柔道、バドミントン、射撃、近代五種、カヌー、アーチェリー、テコンドー、トライアスロン、ゴルフ、ラグビー

※以下は、IOCに対して推薦した追加5競技
野球・ソフトボール、空手、スケートボード、
スポーツライミング、サーフィン

第16回パラリンピック競技大会

2020年（平成32年）
8月25日（火）～9月6日（日） <予定>

22競技

アーチェリー、陸上競技、バドミントン、ボッチャ、カヌー、自転車、馬術、5人制サッカー、ゴールボール、柔道、パワーリフティング、ボート、射撃、シッティングバレーボール、水泳、卓球、テコンドー、トライアスロン、車椅子バスケットボール、車いすフェンシング、ウィルチェアラグビー、車いすテニス

○第30回オリンピック競技大会（ロンドン）

- ・2012年（平成24年）
7月27日（金）～8月12日（日）
- ・204か国・地域
- ・26競技、302種目 参加選手数 約10,500人

○第18回オリンピック競技大会（東京）

- ・1964年（昭和39年）
10月10日（土）～10月24日（土）
- ・93か国・地域
- ・20競技、163種目 参加選手数 約5,100人

○第14回パラリンピック競技大会（ロンドン）

- ・2012年（平成24年）
8月29日（水）～9月9日（日）
- ・164か国・地域
- ・20競技・503種目 参加選手数 約4,200人

○第2回パラリンピック競技大会【愛称】（東京）

- ・1964年（昭和39年）
11月8日（日）～11月12日（木）
- ・21か国・地域
- ・9競技・144種目 参加選手数 約370人

開催決定後の主な動き①

※下線は政府の動き

【平成25年】

- 9月 7日 IOC総会で東京が開催都市に決定
- 9月13日 下村文部科学大臣(当時)を東京オリンピック・パラリンピック担当大臣に発令
- 10月 4日 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室の設置
- 10月11日 関係府省庁連絡会議(事務次官級)(第1回)
- 11月14～15日 IOCオリエンテーションセミナー

【平成26年】

- 1月19～20日 IPCオリエンテーションセミナー
- 1月24日 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会設立 (理事会・評議員会・調整会議の実施)
- 1月31日 関係府省庁連絡会議 東京都との連絡協議会(第1回)
(同幹事会を、3月27日(第1回)、7月30日(第2回)に開催)
- 4月2～4日 IOCプロジェクトレビュー (第1回)
- 4月22日 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議(第1回)
- 6月 2日 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催運営に係る実務責任者による協議(事務局:組織委員会)(第1回)
- 6月25～27日 IOC調整委員会
- 7月18日 ホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議(第1回)
- 9月30日 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議(第2回)
- 10月 4日 関係府省庁連絡会議(事務次官級)(第2回)
- 11月18～19日 IOCプロジェクトレビュー (第2回)
- 12月15～16日 IPCプロジェクトレビュー (第1回)

開催決定後の主な動き②

※下線は政府の動き

【平成27年】

- 1月15日 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催運営に係る実務責任者による協議(事務局：組織委員会)(第2回)
- 1月27日 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議(第3回)
- 1月30日 関係府省庁連絡会議(事務次官級)(第3回)
- 2月27日 大会開催基本計画策定 (組織委員会)
- 4月17日 関係府省庁連絡会議 東京都との連絡協議会(第2回)
(同幹事会を、4月24日(第3回)、8月6日(第4回)に開催)
- 5月27日 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法 成立
- 6月 3日 IPCIグゼクティブレビュー
- 6月25日 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部 設置
遠藤利明東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣 就任
- 6月30日～7月2日 IOC調整委員会
- 7月21日 新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議(第1回)
- 7月24日 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部(第1回)
- 8月10日 新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議(第2回)
- 8月14日 新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議(第3回)
- 8月28日 新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議(第4回) ※新国立競技場整備計画発表
- 9月30日 ホストシティ・タウン構想に関する関係省庁連絡会議(第2回)
- 9月30日 IOCへ種目追加の提案 (組織委員会)
- 10月 1日 スポーツ庁設置
- 10月13日～14日 IOCプロジェクトレビュー

注：内閣官房2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室（略称：内閣オリパラ室）は、平成27年6月25日に廃止され、内閣官房東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会推進本部事務局（略称：内閣官房オリパラ事務局）に改編されている。

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 (競技大会の計画・準備・開催等を担当)

評議員会

理事会

【名誉会長】

御手洗 富士夫：一般社団法人日本経済団体連合会名誉会長/
キヤノン株式会社代表取締役会長兼社長CEO

【会 長】

森 喜朗：元内閣総理大臣/公益財団法人日本体育協会名誉会長

【副会長】

豊田 章男：一般社団法人日本経済団体連合会スポーツ推進委員会委員長/
トヨタ自動車株式会社取締役社長

丹羽 秀樹：文部科学副大臣 兼 内閣府副大臣

河野 一郎：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構理事

竹田 恆和：国際オリンピック委員会委員/公益財団法人日本オリンピック委員会会長

山脇 康：国際パラリンピック委員会理事/公益財団法人日本障がい者スポーツ協会/
日本パラリンピック委員会委員長

秋山 俊行：東京都副知事

【専務理事】

武藤 敏郎：株式会社大和総研理事長

(2015年10月1日現在)

顧問会議

政府をはじめ
各界代表者

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた政府の体制図

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部
本部長：安倍内閣総理大臣

遠藤東京オリンピック・パラリンピック大臣

大会の円滑な準備及び運営に関する施策を総合的かつ集中的に推進するため行政各部の所管する事務の調整を担当

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局

事務局長 - 平田竹男 内閣官房参与
関係省庁等の職員で構成

(内閣官房オリパラ事務局)

各省庁が責任を持って開催準備及び関連する取組を担う



支援 ↓ 連携

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

東京都

JOC、JPC、地方公共団体 等

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

1. セキュリティ対策検討・推進体制の整備

【概要】

○閣僚会議においてセキュリティ対策の進捗管理を行うことをIOCに対して明確化するとともに、関係府省庁によるセキュリティ幹事会、テロ対策WT及びサイバーセキュリティWTを平成26年10月に設置。今後の課題や緊密な連携についての確認とあわせ、計画・運営段階において関係機関を主導するシニア・セキュリティ・コマンダーとして警察庁次長を登録。

【体制】

オリパラ推進本部（本部長：安倍総理）

←IOCが設置を求める
TOGC（Tokyo Olympic Games Council）に相当

オリパラ関係府省庁連絡会議（議長：杉田副長官）

セキュリティ幹事会

- 座長 - 内閣危機管理監
- 座長代理 - 内閣官房オリパラ事務局長、内閣官房副長官補（内政）、内閣官房副長官補（事態対処・危機管理）、警察庁次長（シニア・セキュリティ・コマンダー）
- 構成員 - 内閣官房（内政・オリパラ事務局・事態・内調・NISC）、内閣府（防災担当）、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、文科省、厚労省、経産省、国交省、海上保安庁、原子力規制庁、防衛省の局長級
- オブザーバー - 東京都、組織委、警視庁、東京消防庁の幹部
- 事務局 - 警察庁、総務省、外務省、経産省、国交省、防衛省の協力を得て内閣官房（内政・事態・NISC）において処理

テロ対策WT

- 座長 - 内閣審議官（事態、内政）
- 座長代理 - 内閣審議官（オリパラ事務局）、警察庁審議官
- 構成員 - 関係省庁の課長級
- オブザーバー - 関係機関の幹部
- 事務局 - 警察庁、国交省、防衛省の協力を得て内閣官房（事態・内政）において処理

サイバーセキュリティWT

- 座長 - 内閣審議官（NISC副センター長）
- 座長代理 - 内閣審議官（オリパラ事務局）、警察庁審議官
- 構成員 - 関係省庁の課長級
- オブザーバー - 関係機関の幹部
- 事務局 - 警察庁、総務省、外務省、経産省、防衛省の協力を得て内閣官房（NISC）において処理

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるサイバーセキュリティ体制に関する検討会

*平成26年10月のセキュリティ幹事会設置当時は「オリパラ閣僚会議」

2-a. 未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化

【概要】

- 平成27年1月から、航空会社に対し、乗客予約記録（PNR）の報告を求め、外国人の入国審査に活用。
また、平成28年1月から、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）経由でのPNRの電子的取得を開始予定。
- 不審・危険動向等の未然防止に向け、情報収集・分析機能の強化と国内外の関係機関との連携強化等を推進。

<入国管理局>

【乗客予約記録（PNR）の報告】

「入国審査官は、航空機の到着前に航空会社等に乗客予約記録の報告を求めることができる。」（入管法第57条第8項）

（報告を求める項目）

- ・ 予約者に関する事項：身分事項、旅券番号等
- ・ 予約内容に関する事項：同行者、旅行代理店名等
- ・ 携帯品等に関する事項：手荷物の個数等

（乗客予約記録の活用例）

事前旅客情報（API）によって把握した要注意人物の乗客予約記録（PNR）の報告を求めることで、当該要注意人物の同行者を割り出し、同行者を含め厳格な審査を実施。

【参考：その他の水際対策の取組】

- 事前旅客情報（API）を活用し航空機が到着する前に、乗客名簿と要注意人物リストを照合
- 外国人に個人識別情報（指紋・顔写真）の提供を義務付け要注意人物リストと確実に照合
- テロリスト等の入国防止に必要な出入国管理に資する情報の収集・分析機能の強化

<公安調査庁>

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた 主な取組

- 1 情報収集・分析能力の強化
 - リオ五輪関連情報収集の強化
 - 対外情報収集機能の強化
 - 過激派等の大会開催上脅威となる国内外の団体等洗い出しのための情報網の構築
 - サイバー空間上における関連情報収集の強化
 - 国内テロ調査の強化
- 2 国内外の関係機関との連携強化
- 3 国民及び民間企業への危険情報提供等の強化
- 4 調査活動を支える人的・物的基盤整備

2-b. 未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化

セキュリティ確保

外国から持ち込まれる脅威への対応

- シリアの邦人殺害テロ事件やチュニジアの銃撃テロ事件など最近の厳しいテロ情勢を受け、国内におけるテロの未然防止のため、テロ関連物資の国内流入を水際で阻止する必要。

【概要】

- 税関における、大会に向けた水際対策として、「セキュリティ確保」と「円滑な入国・通関」の両立が重要。
- その両立を実現するためには、以下の3点がポイント。
 - ①リスク分析に必要な事前情報の取得・活用
 - ②国内外の関係機関との連携強化
 - ③CIQの人的・物的体制の充実・強化

円滑な入国・通関

入国旅客・輸入貨物の増加への対応

- 入国者数は平成26年で約3,000万人。特に、訪日外国人はここ2年で急増（836万人→1,341万人）し、今後更なる増加の見込み。
- 輸入貨物も増加。
（申告件数は10年で1.6倍）
- 大多数のリスクの低い入国者・貨物につき、円滑な入国・通関を確保する必要。

① リスク分析に必要な事前情報の取得・活用

- 航空機旅客に係る事前情報の取得・活用
 - ・ 事前旅客情報（API）の報告を義務化（NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）による電子的報告も可）（平成19年2月施行）
 - ・ 乗客予約記録（PNR）の報告を求めることを可能にする規定を整備（平成23年10月施行）
 - ・ PNRもNACCSによる電子的報告を可能とする規定を整備（平成27年4月施行）
 - ・ 全旅客のPNRのNACCSによる電子的報告を求め、システム整備の完了した航空会社から順次取得（平成27年7月～）
 - ・ 電子的PNRの分析・活用等を一元的に行い、効果的・効率的取締りを実施（平成27年7月～）
- 海上コンテナ貨物に係る積荷情報の出港前報告を義務化（平成26年3月施行）
- 航空貨物・国際郵便物に係る事前情報の電子的取得・活用を検討

② 国内外の関係機関との連携強化

- 警察・海上保安庁・入国管理局等の国内関係機関との連携による合同訓練・合同取締りの実施
- 税関相互支援協定の締結等により、外国税関当局との情報交換等を実施（平成27年11月現在：28ヶ国・地域）

③ CIQの人的・物的体制の充実・強化

※「3.輸送 ①CIQ（税関・入管・検疫）」を参照

2-c. 未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化

〈内閣官房・外務省〉

○「国際テロ情報収集ユニット」の新設 等

「国際テロ情報収集ユニット」新設等の概要

官邸幹部、外務省・内閣情報調査室を含む関係省庁

定期的に各々の情報及び情報関心を共有し、
焦点や優先度について集約する仕組みを構築



外務本省

「国際テロ情報収集ユニット」を新設
(幹部級職員は内閣官房併任)

これを踏まえ、

- 外務大臣から「国際テロ情報収集ユニット」及び各在外公館に向け情報収集の指示
- 収集された情報は関係省庁等に速やかに共有



拠点となる在外公館

国際テロ情勢、現地事情や語学に精通する
適任者を配置

3-a. 大会運営に係るセキュリティの確保

【概要】

- テロや災害等に備え、情報収集・分析の強化、重要施設の警戒警備及び対処能力の強化、大会主催者等との連携強化等を推進。
- 平成27年6月、大会開催までにテロ対策を強力に推進していくため、「警察庁国際テロ対策強化要綱」を取りまとめ。
- 競技施設等の設計段階からセキュリティの視点を盛り込むため、新国立競技場の設計に関する協議に参画するとともに、競技会場等予定地の実査に着手。
- 平成27年4月、大会に向けたセキュリティ協力を強化するための警察庁・英国内務省間意図表明文書に国家公安委員会委員長が署名。

情報収集・分析の強化

国の安全に対する脅威を的確に評価し、事案対処に万全を期すため、関連する情報の収集・分析の強化や違法行為の取締りを徹底。

重要施設の警戒警備 及び対処能力の強化

首相官邸、空港、原子力関連施設、米
国関係施設等の重要施設や鉄道等の
公共交通機関の警戒警備を徹底すると
ともに、テロ対処部隊等の対処能力を強
化。

大会主催者等との 連携強化

セキュリティ対策を講じる大会主催者、
関係機関との連携を強化するとともに、
地域住民や民間事業者等の協力を得
て行う官民一体のテロ対策を徹底。

「警察庁国際テロ対策強化要綱」の取りまとめ

大会開催までに各種テロ対策を
強力に推進。(H27.6)



日英意図表明文書への署名

警察庁と英国内務省間での
セキュリティ協力を強化。(H27.4)



新国立競技場設計協議への参画

競技会場等予定地の実査

競技施設等の設計段階からセキュリティの視点を反映。(H25～)

3-b. 大会運営に係るセキュリティの確保

【概要】

- 競技会場・選手村等が臨海部にも多数配置されることから、情報収集・分析体制、競技会場や臨海部重要施設等の警戒警備、大会主催者等との連携等を強化することにより、テロの未然防止及び対処のための海上警備体制を強化。
- 臨海部の競技会場・選手村等の調査及び警備用参考図等の整備を実施。
- オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、東京湾内の船舶交通がより一層輻輳することが懸念されることから、海上交通の安全対策の強化に加えて、物流の一層の効率化を促進するために、東京湾の一元的な海上交通管制の整備を進める。また、海図の改訂を進め、海上交通アクセスの安全確保を図る。

海上警備体制の強化

○ テロ脅威等に対する対応体制の整備

・ 海に近接する大会関係施設（競技会場・選手村等が臨海部に多数存在、選手、要人、観客、マスコミ等が臨海部に集中）

・ I S I L の台頭、「ドローン」等の機器の出現による新たなテロ脅威

未然防止

○ 港湾における水際対策・危機管理体制強化(情報収集体制の強化等)

○ 競技会場、臨海部重要施設等の警備体制の強化

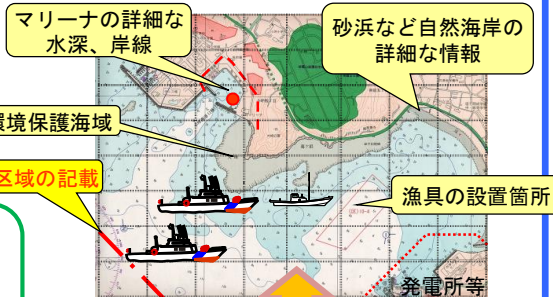
○ 確実な指揮を可能とするための情報通信基盤の整備

事態対応

○ テロ事案が発生した場合の特殊警備隊等の知識、技能の向上を図る等、テロへの対応能力・体制の強化

○ テロ被害が海上に及んだ場合に備えた防災体制の強化

- 競技会場・選手村等の調査
- 海上警備体制構築に必要な最新の情報を含んだ警備用参考図等の整備



最新の観測機器を搭載した小型測量船の代替整備

・ 海上交通アクセス構築に必要な海図の改訂



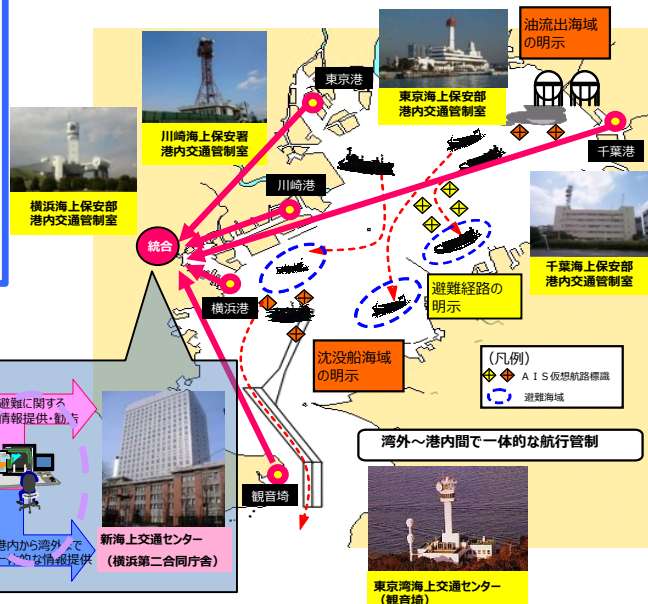
海上交通の安全確保

○ 東京湾における一元的な海上交通管制の構築

東京湾内の4つの港内交通管制室及び東京湾海上交通センターを1つに統合し、一元的な海上交通管制を構築

海上輸送機能の確保、サプライチェーンの寸断の防止を図る

海上交通の安全対策の強化、物流の一層の効率化



4. 警戒監視、被害拡大防止対策等

【概要】

○競技会場周辺を含む我が国上空の警戒監視や、災害・テロ等が発生した場合の警察等の関係機関と連携した自衛隊による被災者救援・被害拡大防止に係る施策について検討を開始。

【具体的な取組（過去の実績を踏まえ現時点で想定されるもの）】

- 競技会場周辺を含むわが国上空の警戒監視
- 災害、テロ等が発生した場合の被災者の救援、被害の拡大防止等
- その他、セキュリティ確保に向けた各種の政府レベルの取組への協力



北海道洞爺湖サミットや2010日本APEC首脳会議の対応例

- 航空機等により、会場周辺空域等において所要の警戒監視を実施
- 不測事態に対処するため、特殊武器防護部隊等の待機態勢を強化
- 駐屯地等における警備の強化

・北海道洞爺湖サミット（平成20年7月7日～同月9日）
・2010日本APEC首脳会議（平成22年11月13日及び14日）

（参考）

『立候補ファイル（日本語版）
11大会の安全、セキュリティ及び医療サービス』（抜粋）

防衛省・自衛隊は、必要に応じて、国内法の定めるところにより、国土交通省により設定された競技会場上空の「飛行制限区域」や、競技会場周辺を含むわが国上空の警戒監視を実施し、関係省庁等に必要な情報を提供するとともに、その他所要の支援を実施する。

5-a. NBC（核・生物・化学物質）テロ対策の強化

【概要】

○「化学テロリズム対策についての提言」（厚生科学審議会健康危機管理部会、平成26年7月）において、大会等大規模国際イベントに備え、解毒剤の備蓄など化学テロについての対応強化の必要性が指摘されたこと等を踏まえ、平成26年度に備蓄を開始。天然痘テロに備えたワクチン備蓄を引き続き実施。

厚生科学審議会

健康危機管理部会

※ 特定事項の審議のため、2分科会と14部会を設置

化学テロリズム対策についての緊急提言

提言①

厚生労働省は、国及び都道府県が備蓄することが適切な解毒剤等の医薬品の種類を定めるとともに、希少ゆえ、都道府県や医療機関レベルで購入することが非効率な医薬品を中心に、備蓄に向けた準備を行うこと。

なお、リスク分散の観点から、備蓄は国内の複数箇所で行える体制が望ましい。

大会等の大規模国際イベントの国内開催が予定される中で、化学テロ対応強化が必要

提言②

発災から一定時間以内に初期投与できる体制を整えるべく、各都道府県の医療提供体制の実情に応じた備蓄及び配送に関する計画の策定を促すこと。

提言③

解毒剤等の医薬品の確保と併せて、医療機関における受入体制の充実ならびに早期治療を開始するための病院前医療体制の向上に努めること。

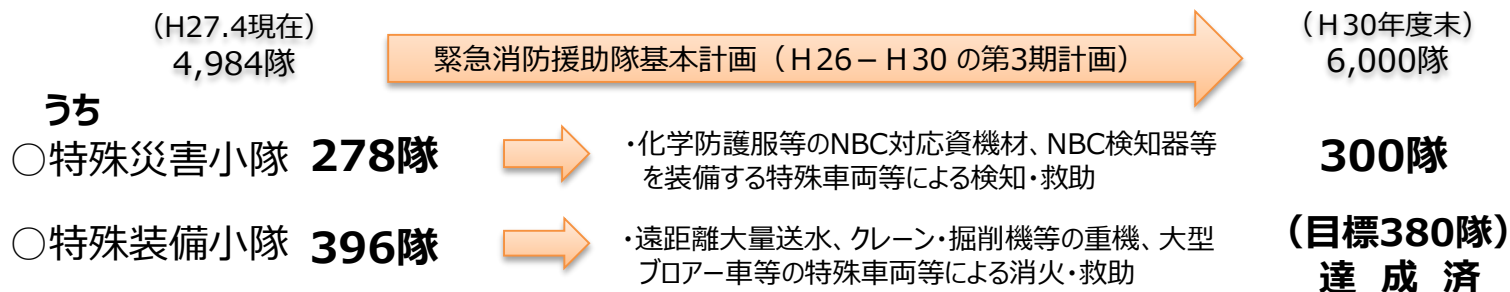
5-b. NBC（核・生物・化学物質）テロ対策の強化

【概要】

○NBC災害対応力強化のため、特殊災害小隊等の緊急消防援助隊の増隊・強化や、大型除染システム搭載車の首都圏近郊への配置、テロ災害への対応能力向上のための国と地方公共団体との共同訓練の充実強化等を進めるほか、対応に万全を期すため、消防機関等が今後取り組むべき課題及び対応策を「大規模イベント開催時の危機管理等における消防機関のあり方に関する研究結果」において取りまとめ、平成27年4月に公表。

具体的な取組

① NBC災害対応力強化のため、特殊災害小隊等の緊急消防援助隊を増隊・強化。



② 除染活動（水洗浄等により要救助者に付着する危険物質を物理的に除去する）に用いる大型資機材を積載し、短時間に大量の除染が可能な大型除染システム搭載車や化学・生物剤検知器等のNBC対応の車両・資機材等を配備

③ NBC災害時における消防機関の活動マニュアルの見直し（H26.3）
・化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアル
・原子力施設等における消防活動対策マニュアル

④ 各種検知器による疑剤の測定など、消防大学校での実務講習（NBCコース）をより実戦に即したものに充実

⑤ 国民保護事案への対応能力向上のため、国と地方公共団体の共同訓練を充実強化



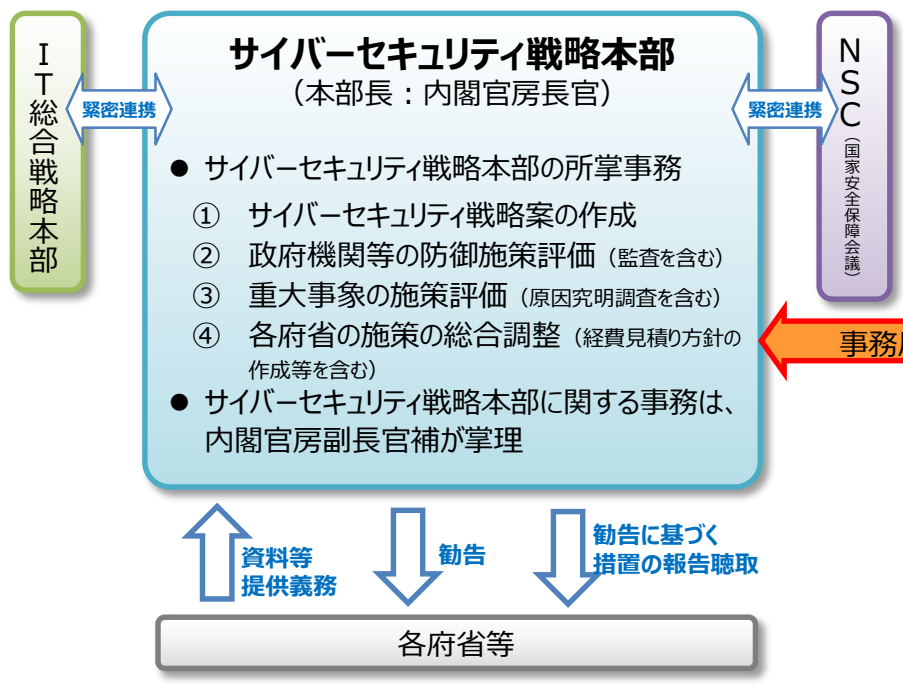
大型除染システム搭載車

6. サイバーセキュリティ確保のための取組の推進

【概要】

○サイバーセキュリティ基本法の施行等に伴い、平成27年1月にサイバーセキュリティ戦略本部及び内閣サイバーセキュリティセンターを設置し、体制を強化。また、同法に基づく新たな「サイバーセキュリティ戦略」を同年9月に閣議決定し、同戦略に基づく取組を推進しているところ。

1 サイバーセキュリティ基本法の制定



2 我が国の推進体制の機能強化に向けた取組

(1) 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）を内閣官房組織令に基づき設置。

内閣サイバーセキュリティセンター

- 内閣サイバーセキュリティセンターの所掌事務
 - ① G S O Cに関する事務
 - ② 原因究明調査に関する事務
 - ③ 監査等に関する事務
 - ④ サイバーセキュリティに関する企画・立案、総合調整
- センター長には、内閣官房副長官補をもって充てる

(2) 今後、戦略本部の事務の稼働状況、大会開催に向けた準備、サイバー空間における脅威の増大等の諸情勢を踏まえつつ、法制の追加的な整備等について引き続き検討。

3 サイバーセキュリティ戦略（平成27年9月4日閣議決定）

- 大会の開催、そしてその先の2020年代初頭までの将来を見据えつつ、今後3年程度の**基本的な施策の方向性**を示す。
- 「自由、公正かつ安全なサイバー空間」を創出・発展させ、もって「**経済社会の活力の向上及び持続的発展**」、「**国民が安全で安心して暮らせる社会の実現**」、「**国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障**」に寄与することを目的とする。
- 大会に向け、**リスクの明確化、実践的対処体制の構築、十分な演習・訓練**を実施。

7. 首都直下地震対策の強化

【概要】

○大会の成功に向けて防災担当大臣と東京都知事の合意により、首都直下地震対策を推進するため、合同検討チームを設置し、平成26年6月より検討を開始。東京都と合意のうえ、同チームに分科会を設置し、具体的テーマについて検討を進めているところ。

【合同検討チームにおける検討テーマ】

具体的な検討テーマについては、以下の項目を念頭に置きつつ、合同検討チームにおいて合意したものをテーマとして選定

- ・政府災害対策本部・現对本部と都災害対策本部との連携
- ・立川広域防災基地の旧立川政府倉庫の活用
- ・帰宅困難者対策の推進
- ・大会開催を見据えた首都直下地震対策特別措置法の基本計画に基づく各般対策の進捗状況の把握と課題の抽出

【合同検討チーム】

内閣府政策統括官（防災担当）
東京都危機管理監

分科会設置・
検討指示

検討状況・
結果を報告

【災害対策本部連携分科会】

内閣府参事官
東京都課長
（関係省庁・部局の参加）

【旧立川政府倉庫分科会】

内閣府参事官
東京都課長
（関係省庁・部局の参加）

【帰宅困難者対策分科会】

内閣府参事官
東京都課長
（関係省庁・部局の参加）

⇒必要に応じて
分科会を設置

8. 避難誘導対策の強化

【概要】

○関係府省庁と東京都との「避難場所等のピクトグラムに関する関係省庁連絡会議」を平成26年7月に設置し、避難場所等のピクトグラムの標準化に向けた取組方針を平成27年3月に中間とりまとめ。ピクトグラムのJIS化に向けて、JIS原案を作成中。

【避難場所等のピクトグラムに関する関係省庁連絡会議】

共同議長－内閣府政策統括官（防災担当）付大臣官房審議官
消防庁国民保護・防災部長

構 成 員－内閣官房（オリパラ事務局、強靱化室）、内閣府（防災担当）、消防庁、
経済産業省、国土交通省（水管理・国土保全局）、国土地理院、
観光庁、東京都の課長級

ワザバー－警察庁、国土交通省（都市局、水管理・国土保全局、道路局）の課長級
事 務 局－内閣府（防災担当）、消防庁

【連絡会議における検討内容】

- ・災害対策基本法改正により、指定避難所と指定緊急避難場所の周知に際して、区別を明確にする
必要があり、避難場所等のピクトグラム（※）について検討し、整備につなげる。
- ・整備にあたっての課題を抽出

※ピクトグラムとは避難標識表示に付される図記号

9. 感染症対策の推進

【概要】

- これまで、エボラ出血熱、MERS等の諸外国の感染症発生動向を踏まえつつ、検疫所職員の増員など、検疫体制の整備を進めている。国内における対策として、平成26年度に感染症法を改正し、感染症に関する情報収集体制の強化を図った。また、風しんについて、平成32年度（2020年度）までの排除に向けて、抗体検査や予防接種を推奨するとともに、平成26年度から都道府県等に対する抗体検査補助事業を実施。結核について、2020年までの低まん延国化を目標とし、平成26年度の感染症法改正により、結核患者に対する服薬支援体制を充実。
- また、平時の感染症発生動向調査に加えて、大会期間及びその前後における感染症の早期探知とまん延防止を目的としたサーベイランス体制の構築や衛生対策の徹底などについて検討中。

検疫業務

検疫所では、海外での感染症の流行状況や対応について、注意喚起を実施している。入国者に対して、サーモグラフィーによる体温測定や検疫官による呼びかけや質問を行い、必要に応じ、問診、検査等を実施するなど、必要な水際対策を行っている。



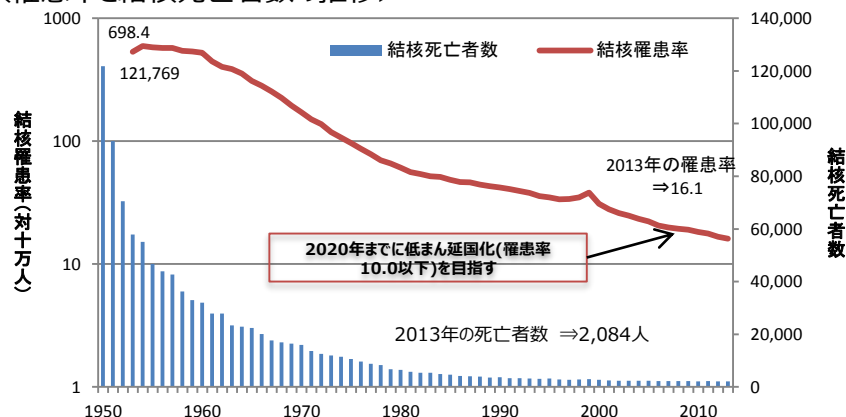
世界各地の感染症の発生状況

近年、エボラ出血熱（ギニア等）、MERS（サウジアラビア等）、鳥インフルエンザ（中国等）など、世界各地で新たに感染症が発生している。



2020年に向けて、諸外国の感染症発生状況を踏まえつつ、水際対策に万全を期すために必要な体制の整備を進める。

＜結核罹患率と結核死亡者数の推移＞



＜風しん対策＞

「風しんに関する特定感染症予防指針」（平成26年厚生労働省告示第442号）に基づき各対策を実施

- 目標
早期に先天性風しん症候群の発生をなくすとともに、平成32年度までに風しんの排除を達成することを目標とする。
- 定期予防接種の実施
風しんの定期接種（1歳児、小学校入学1年前の2回）を実施。接種率の目標をそれぞれ95%以上とする。
- 成人に対する抗体検査・予防接種の推奨
風しんとその予防に関する普及啓発（ポスター、リーフレット等の作成・配布）を実施。また、平成26年度から都道府県、保健所設置市、特別区に対する抗体検査補助事業を実施。
- 自治体に対する技術支援
風しん発生手順の手引き等を作成し、自治体に配布。
- 麻しん・風しん対策推進会議の開催
麻しん・風しん施策の実施状況に関する評価を行うとともに、必要に応じ当該施策見直すため、各専門家による麻しん・風しん対策推進会議を開催。

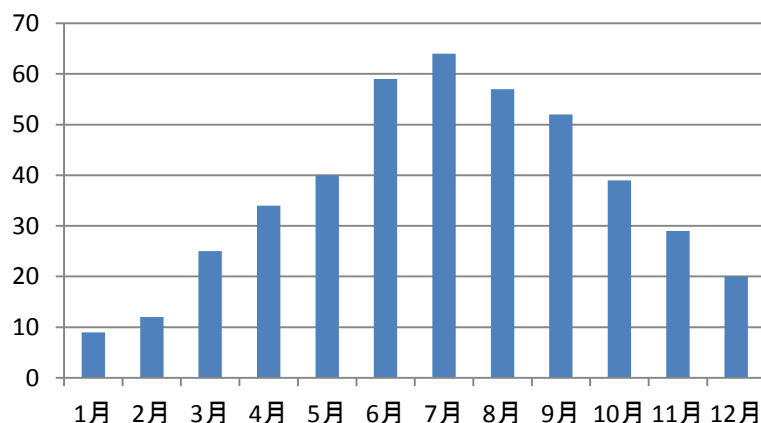
10. 食中毒予防策の推進

【概要】

○食文化の異なる外国人が多数来日することも踏まえ、大会が開催される夏期における食中毒予防策の推進のため、夏期の一斉取締りや8月を食品衛生月間とするなどの食中毒予防策や、国際的な衛生管理の手法であるHACCPの導入促進など関係自治体等と連携して必要な対策を実施していく。

細菌性食中毒の発生状況

細菌性食中毒の月別件数（平成26年）



HACCPの導入状況

調査年度	全 体	中小規模層 (1~50億円 未満)	参考: 大手層 (100億円以 上)
平成22年度	19%	22%	73%
平成23年度	24%	27%	76%
平成24年度	24%	27%	84%
平成25年度	23%	28%	85%
平成26年度	29%	34%	88%

(出典) 食品製造業におけるHACCPの導入状況実態調査（農林水産省調べ）

夏期の食中毒予防策

- 食中毒予防の監視指導について、夏期一斉取締り（7月）を実施
- 食品衛生月間（8月）を定め、食中毒予防のための啓発を実施
- 国際標準の衛生管理の手法であるHACCP（ハサップ）による衛生管理の普及・推進

11. 出入国審査の円滑化

【概要】

○平成26年6月に成立した改正入管法に基づく出入国審査の円滑化措置として、出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する「信頼できる渡航者」と認められた外国人について、自動化ゲートの利用対象とする制度を、平成28年中に開始予定。

「信頼できる渡航者」に係る自動化ゲートの利用

※ 公布の日（平成26年6月18日）から起算して2年6か月を超えない範囲で政令で定める日から施行

◎「観光立国実現のためのアクション・プログラム2015」（平成27年6月、観光立国閣僚会議決定）改正入管法により、**出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人**を「**信頼できる渡航者**」（トラステイド・トラベラー）として特定し、自動化ゲートの対象とする制度の平成28年中の運用開始に向けて所要の準備を進める。

（現行の自動化ゲート対象者）

- ・日本人
- ・在留外国人
再入国許可を有する者
みなし再入国許可の対象者

+

（新たな自動化ゲート対象者）

- ・頻繁に我が国に入国する「信頼できる渡航者」
在留資格「短期滞在」に該当する外国人で、
我が国への渡航歴や入管法違反歴等の法
務省令で定める要件に該当する者

※自動化ゲートの対象者は、事前に所定の登録手続（指紋情報等の提供が必要）を受けた上で、自動化ゲートを利用。

その他の「出入国審査の円滑化」に係る取組

◎平成26年度において、自動化ゲートを更新・増配備（**40台→70台**）。

◎顔認証技術を活用した自動化ゲートに係る実証実験を実施（平成26年8月～9月）し、その導入について検討。

◎改正入管法により、法務大臣が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象として、簡易な手続で上陸を認める新たな特例上陸許可制度（**船舶観光上陸許可制度**）等を導入（平成27年1月施行）。

12. CIQ体制の強化等

【概要】

○出入国審査・税関・検疫（CIQ）に係る人的体制の充実・強化を図るため、平成27年度当初に入国審査官、税関職員、検疫所職員、動植物検疫官を増員。また、訪日外国人旅行者の急増等に対応するため平成27年7月に入国審査官、税関職員、検疫所職員、動植物検疫官の緊急増員を実施。併せて、取締・検査機器の適正配備・有効活用等による物的体制の充実・強化を実施。また、馬術競技出場馬に係る的確かつ円滑な輸出入検疫の実施のため、平成26年3月より東京都等の関係者との検討を開始。

現状と課題

訪日外国人旅行者の増加

- 平成26年：訪日外国人旅行者数1,341万人
- 平成26年6月：「日本再興戦略」改訂2014
 - 大会が開催される平成32年までに訪日外国人旅行者数を2,000万人に

- 成田・羽田空港の発着枠の拡大、LCCの就航への対応
- 迅速かつ適正な出入国審査・通関・検疫の確保
- 鳥インフルエンザ、エボラ出血熱、MERS等世界各地での感染症や動植物の病気・害虫等の侵入リスクの増加
- 非常駐の地方空港等には、近隣官署からの応援により対応



税関



入管

課題への対応



検疫



動植物検疫

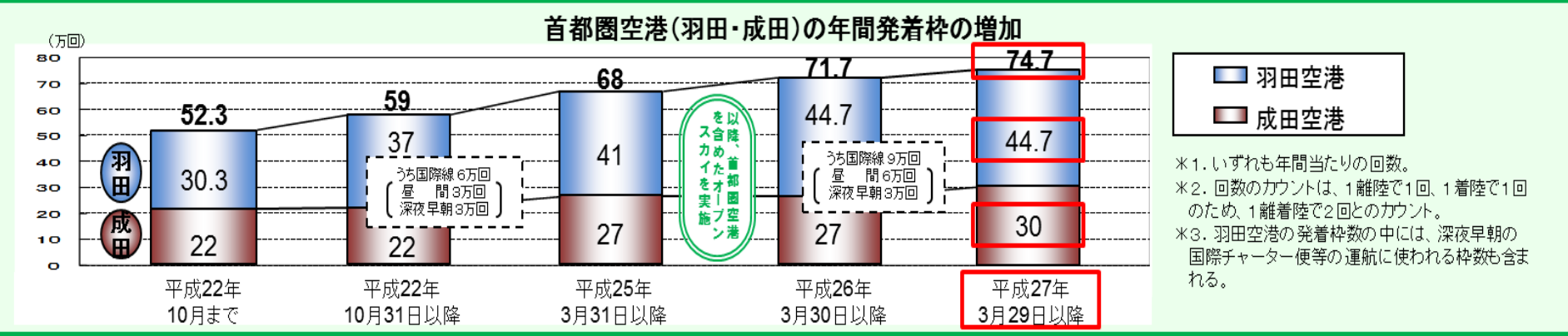
取組状況と今後の対応

- 平成27年度に、**出入国審査・税関・検疫・動植物検疫に係る人的体制の充実・強化**を実施。
 - 入国審査官を237名増員（うち緊急増員35名）
 - 税関職員を180名増員（うち緊急増員34名）
 - 検疫所職員を52名増員（うち緊急増員28名）
 - 動植物検疫官を17名増員
- 取締・検査機器の適正配備及び有効活用等による物的体制の充実・強化**を実施。
- 馬術競技出場馬に係る的確かつ円滑な輸出入検疫の実施のため、平成26年3月より東京都等の関係者との検討を開始。

13. 首都圏空港の機能強化

【概要】

○首都圏空港の機能強化については、昨年8月に関係地方公共団体等が参画する「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」を設置し、羽田空港における飛行経路の見直し等の機能強化方策の具体化について協議を行うなど、大会までの年間発着枠約8万回の拡大に向けた取組を最優先に進めているところ。



■ 羽田空港
■ 成田空港

※1. いずれも年間当たりの回数。
 ※2. 回数のカウントは、1離陸で1回、1着陸で1回のため、1離着陸で2回とのカウント。
 ※3. 羽田空港の発着枠数の中には、深夜早朝の国際チャーター便等の運航に使われる枠数も含まれる。

首都圏空港の更なる機能強化に関する検討の進め方

平成25年9月26日
 交通政策審議会航空分科会基本政策部会
 → 首都圏空港をめぐる航空政策上の課題の整理

平成25年11月1日～
 首都圏空港機能強化技術検討小委員会
 → 首都圏空港の機能強化策にかかる技術的な選択肢の洗い出し
 ※H26.7.8 に中間取りまとめを公表

平成26年8月26日～
 首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会
 → 関係自治体や航空会社等関係者にも参画を求め、機能強化の具体化に向け協議

首都圏空港の更なる機能強化に関する技術的な選択肢
 - 首都圏空港機能強化技術検討小委員会の中間取りまとめ (概要) -

	■ 2020年大会までに実現し得る主な方策	■ 2020年大会以降の方策
羽田空港	<ul style="list-style-type: none"> 滑走路処理能力の再検証 【年間+約1.3万回(約35回/日)】 滑走路運用・飛行経路の見直し 【年間+約2.3~2.6万回(約63~72回/日)】 	<ul style="list-style-type: none"> 滑走路の増設
成田空港	<ul style="list-style-type: none"> 管制機能の高度化 【年間+約2万回(約55回/日)】 高速離脱誘導路の整備 【年間+約2万回(約55回/日)】 夜間飛行制限の緩和 【年間+a回】 	<ul style="list-style-type: none"> 既存滑走路の延長 滑走路の増設
合計 年間約75万回+約8万回		

14. 空港アクセス等の改善

【概要】

- (鉄道)
 - 鉄道については、空港アクセス関連の駅におけるハード・ソフト両面での更なるバリアフリー化や多言語による案内の充実など更なる外国人対応の推進等に取り組む。
- (バス・タクシー)
 - 空港と都心等を結ぶバスの深夜早朝時間帯の運行（平成26年10月開始）や、タクシーの新たな定額運賃（平成27年3月適用）等、引き続きサービス充実に取り組む。

交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会 東京圏における今後の都市鉄道のあり方に関する小委員会 中間整理（平成27年7月）（該当部分抜粋）

- 空港へのアクセス交通手段は、鉄道、バス、タクシー、自家用車等があるが、大量輸送性や時間信頼性に優れる鉄道のシェアが最も大きく、空港アクセスにおいて鉄道は重要な役割を担っているところ。空港アクセス鉄道に求められるサービス水準は以下のとおり。
 - 十分な輸送力と速達性を有していること。
 - 重く大きな荷物を持つ旅客や日常使い慣れていない旅客など空港アクセス旅客の特性に応じた利便性を有すること。
 - 外国人旅客が使いやすい鉄道であること。
- 大会に向けた空港アクセスの改善についても、上記観点を踏まえた対応が求められているところであるが、現状と今後の取組は以下のとおり。
 - 大会の輸送需要の増大については、成田空港、羽田空港ともに、空港アクセス鉄道の輸送量は輸送力に比べ約2割程度であり、現行で対応可能と考えられる。

- また、例えば成田空港については、空港第2ビルから日暮里駅までの所要時間は最速36分、羽田空港については、羽田空港国際線ターミナル駅から品川駅まで最速11分、羽田空港国際線ビル駅からモノレール浜松町駅まで最速13分となっており、速達性の向上も図られてきたところ。
- なお、現在、空港アクセスについては、複数の新規路線のプロジェクトが検討されており、その中には、大会までの暫定開業等の実現可能性についても検討が行われてきたものもあるが、新規路線の整備には、環境アセスメント等の事前の検討や実際の工事に相当の期間を要するため、大会開催までの期間を考慮すると、大会開催までの開業は困難である見通し。
- 大会に向けては、空港アクセス関連の駅について、更なるバリアフリー化の推進や更なる外国人対応の推進等早急な対応がなされることを期待。

バスアクセスの充実

- 国家戦略特区内の空港（羽田・成田）を発着するアクセスバスについて、運賃設定を上限認可制から事前届出制とし、運賃の柔軟な設定を可能とするともに、運行計画（ダイヤ）の提出期間の短縮等による手続きの弾力化を実施。
- 羽田空港の深夜早朝時間帯の利用促進に向けては、平成26年度より深夜早朝時間帯の羽田空港と都心方面を結ぶアクセスバス運行を開始し、平成27年度以降についても関係者で構成するアクセスバス運行協議会が主体となって運行を継続・拡大。

タクシーの利便性向上

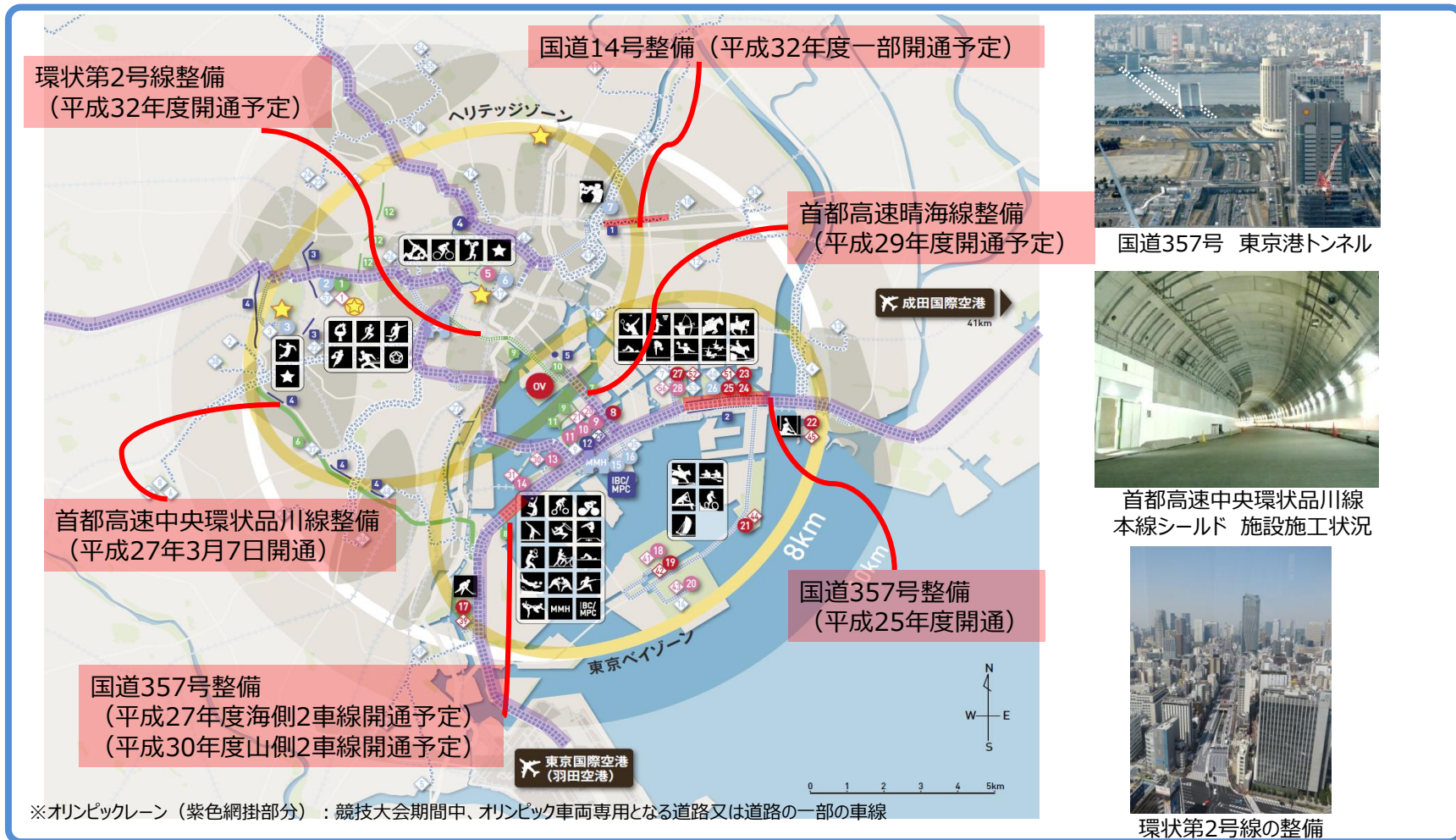
- 首都高速中央環状品川線開通を機に、新しい定額運賃の適用を開始（平成27年3月）。外国人旅行者の宿泊・訪問が多いエリアについて割安な運賃を実現。



15. 道路輸送インフラの整備

【概要】

○首都高速中央環状品川線（平成27年3月7日開通）・晴海線、国道357号（立体化等）・14号（拡幅）について整備を推進し、渋滞緩和等を図るとともに、選手村のアクセス道路としても活用予定の環状第2号線等について東京都による整備を支援。



国道357号 東京港トンネル



首都高速中央環状品川線
本線シールド 施設施工状況



環状第2号線の整備

16. 大会開催時の輸送

【概要】

○平成25年12月より、東京都等との「輸送調整会議」において、大会関係者や観客等の輸送についての検討を実施。平成27年度より、大会組織委員会も共同主催者となり、名称も「輸送連絡調整会議」と改めて、オリンピック・パラリンピックレーンの設置などについて検討。その際、大会の競技会場とその周辺が、東京の人流・物流の中枢に位置し、その機能の維持が重要であることに十分留意しつつ、交通総量を抑制するための諸対策を推進する等、大会の開催が一般交通及び市民生活に与える影響を最小限に抑えるよう配慮する。

検討・実施体制

輸送連絡調整会議

輸送検討会

技術検討会

【メンバー】

警察庁、国土交通省、警視庁、
関係県警察、道路管理者、
鉄道・バス事業者、東京都 等

オリンピック・パラリンピックレーンの概要

指定された大会関係車両が専用使用する車線

選手村、競技会場等を結ぶ路線に設定

オリンピック・パラリンピックレーンの具体化に向けた検討

17. 多言語対応の強化

【概要】

○東京都、民間事業者等との「多言語対応協議会」において、平成26年11月に「多言語対応の取組方針」を策定。案内表示・標識等の多言語対応について、視認性や統一性の確保に配慮した取り組みを推進。また、平成27年6月に設置された「新宿ターミナル協議会」において新宿駅の乗り換えルートのバリアフリー化などとともに、多言語対応を含む案内サインの改善など、大規模ターミナルの利便性向上に取り組む。他のターミナルでの展開も含め、引き続き、大会に向けて、行政・民間が一体となった取組を積極的に推進。

「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」の取組方針〈概要〉

①交通分科会

- ・ターミナル駅における分かりやすい案内表記の実現に向け、各主体が連携し垣根を越えた取組を推進
- ・乗降客数が日本最大の新宿駅を対象に、一層の利便性向上のため、多くの関係者が参画した会議体を設置
- ・その他、鉄道における異常時・非常時の車内放送・表示案の「国内外旅行者のための案内サイン標準化指針」（東京都作成）への反映、バス停名称の英語表記ルールの策定、空港における語学ボランティアの積極的活用などに取り組む。

②道路分科会

- ・道路の案内標識について日英2言語で分かりやすい表示を推進
- ・ピクトグラムを活用、路線番号の表示、標識の集約化等も検討

③観光・サービス分科会

（飲食店）写真付き多言語メニューの整備、食材ピクトグラムの活用
（宿泊施設）施設内表示の多言語化、周辺観光案内の多言語化

※「多言語対応・ICT化推進フォーラム」（第3回多言語対応協議会）を7月22日に開催し、多言語対応の先進的取り組み事例やICTの最新技術動向を紹介



7月22日の多言語対応・ICT化推進フォーラム（第3回多言語対応協議会）の様子

「新宿ターミナル協議会」（第1回：平成27年6月3日開催）

〈概要〉誰もが分かりやすく使いやすい利用者本位の新宿ターミナルの実現を目指し、多様な関係者が連携して利便性の向上に取り組む。案内サイン分科会、バリアフリー・利便性分科会を設置。

18. 無料公衆無線LAN

【概要】

○訪日外国人が快適に利用できる無料公衆無線LAN環境整備を促進するため、総務省、観光庁、自治体、関係事業者等による協議会を平成26年8月に設置。平成26年12月には、東京の地下鉄において訪日外国人向け無料公衆無線LANサービスが開始されている。平成27年2月に、共通シンボルマーク「Japan.Free Wi-Fi」マークを導入。

協議会の活動内容< 3つのプロジェクトチーム (PT) により取組推進>

①整備促進PT

・無料公衆無線LANの利用可能エリアを拡大を促進

②周知・広報PT

・無料公衆無線LANの利用場所等の情報収集・海外への情報発信
 ・シンボルマーク（「Japan.Free Wi-Fi」マーク）の導入

③認証連携PT

・事業者の枠を超えて、認証の連携による簡素化等を実現する方策の検討・実証実験



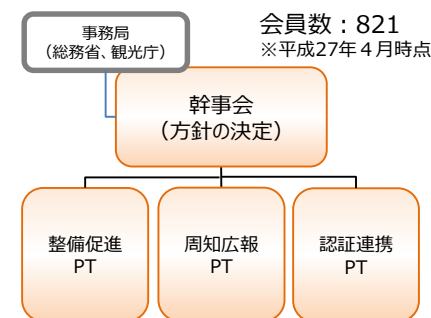
<第1回幹事会
(H26.8.29)の様子>

協議会の幹事メンバー

- 空港 : (一社) 全国空港ビル協会、成田国際空港(株)、新関西国際空港(株)、中部国際空港(株)
- 港湾 : みなとオアシス全国協議会、全国クルーズ活性化会議
- 鉄道 : 東日本旅客鉄道(株)、(一社) 日本民営鉄道協会、(一社) 日本地下鉄協会
- 自動車 : (公社) 日本バス協会、(一社) 全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社) 全国レンタカー協会
- 道路 : 東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、全国道の駅連絡会
- 宿泊施設 : (一社) 日本旅館協会、(一社) 日本ホテル協会、(一社) 全日本シティホテル連盟、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
- 商業施設等 : (一社) 不動産協会、(一社) 日本ショッピングセンター協会、(一社) 日本フランチャイズチェーン協会
- 自治体 : 東京都、福岡市
- 通信事業者 : 無線LANビジネス推進連絡会、(一社) 電気通信事業者協会、(一社) テレコムサービス協会、(一社) 日本インターネットプロバイダー協会、(一社) 日本ケーブルテレビ連盟

協議会の運営および体制

平成26年8月29日に、第1回幹事会を開催。
 平成27年2月16日に、第2回幹事会を開催。
 ※整備促進、周知・広報、認証連携の3つのプロジェクトチームを設置し、具体的な取組を推進。



19. 医療機関における外国人患者受入環境整備

【概要】

○外国人患者が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、平成26年度より、医療通訳等が配置された病院の整備を開始。外国人患者受入医療機関の認証制度の活用と併せ、外国人患者受入体制を充実。平成27年度中に外国人旅行者を受入可能な医療機関を選定する。

医療通訳等が配置された病院の整備

- ・**通訳等の育成カリキュラム**の作成、医療機関における**外国人患者向け説明資料（問診票等）**の翻訳（英、中、ポルトガル、スペイン）を実施（25年度補正予算）
- ・26年度からの予算事業により、**医療通訳・外国人向け医療コーディネーターが配置された病院は19カ所**

外国人旅行者を受入可能な医療機関選定

- ・2015年度中に、都道府県毎に1カ所以上の外国人旅行者受入可能で幅広い症例に対応できる医療機関を自治体等と連携し選定する。（「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」。現在、選定作業中。）

外国人患者受入れ医療機関認証制度 (JMIP)

- ・24年7月より、医療機関の申請に基づき日本医療教育財団が**外国人受入体制等について審査・認証**を行う制度を開始し、27年10月末現在、**11医療機関**が認証を受けている。



医療機関



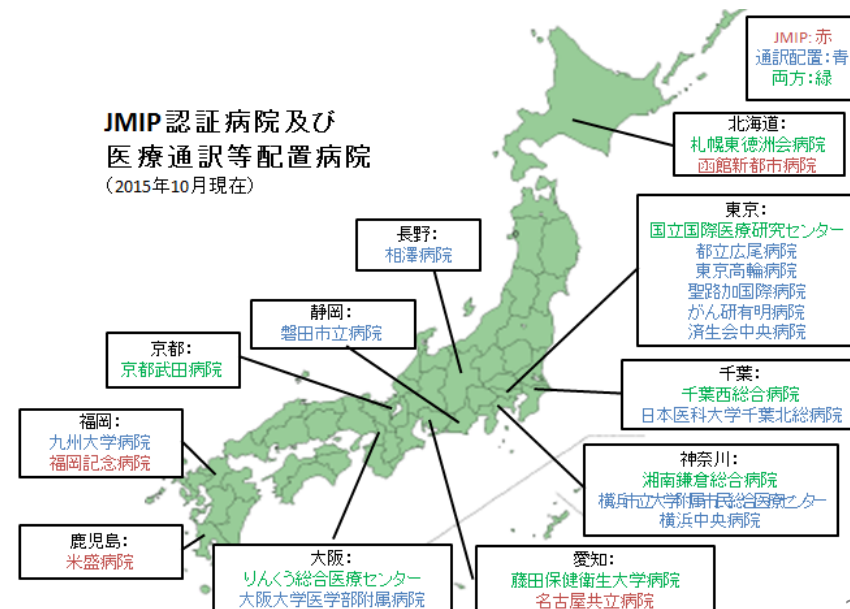
申請



第三者機関
(日本医療教育財団)

審査・認証

JMIP 認証病院 及び
医療通訳等配置病院
(2015年10月現在)



20. 外国人来訪者等への救急・防災対応

【概要】

○「平成27年度救急業務のあり方に関する検討会」において、外国人観光客に対する救急業務の課題について具体策を検討中。また、外国人来訪者等とのコミュニケーションの円滑化等による迅速・的確な救急搬送・熱中症対策や、スマホ等を利用した音声以外の119番緊急通報手段の導入・普及、多言語対応の全国版防災アプリの整備等を推進。

「平成27年度救急業務のあり方に関する検討会」（開催予定）における検討

【平成26年度の検討結果】

大会等に向けた外国人来訪者に対する救急業務の 主な課題を整理

- 外国語対応、コミュニケーションの問題（文化・宗教含む）
 - 熱中症対策の強化
 - 多数傷病者発生時の対応
 - 感染症対策
- 等

【今後の取組】

- 平成26年度中に整理した課題について具体策を検討
- ・大規模イベント開催時における諸外国の事例調査等
 - ・多言語のコミュニケーションを支援するシステムの開発状況を調査
 - ・外国人と接する機会が多い方々に対する応急手当実施方法の普及や熱中症対策の検討



スマホ等を利用した音声以外の 119番緊急通報手段の導入・普及

- 平成24年度から平成26年度までの消防防災科学技術研究推進制度による研究開発成果を活用
- 平成27年度から、導入に向けた運用方法等の検討・実証検証を実施



多言語対応の全国版防災アプリ（避難支援アプリ）の整備

- 一つのアプリで、全国どこでも現在地から避難場所へ誘導可能な、多言語対応の防災アプリを、国土地理院、国土交通省等と連携して整備
- 平成27年度から、防災アプリの整備に向けた調査・検討及び実証検証を実施



・G空間プラットフォームから提供されるビッグデータ・気象情報等を活用したきめ細やかな防災情報の提供実施
・準天頂衛星等を活用した立体的な避難誘導の実施

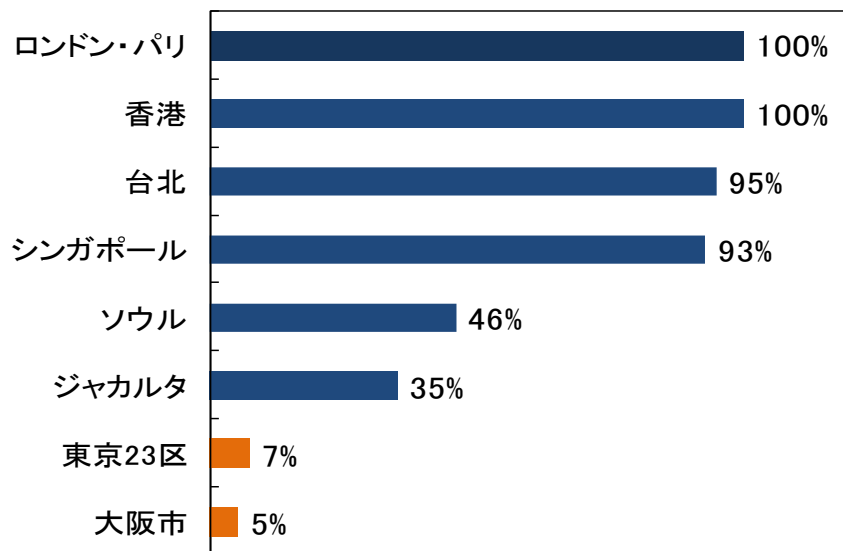
避難誘導の高度化

21. 国際都市にふさわしい景観創出等のための無電柱化の推進

【概要】

○大会を控え、美しい都市景観の創出や道路の防災性向上等の観点から本格的に無電柱化を推進。特に、無電柱化の更なる整備促進を図るため、低コスト手法の導入に向けた技術検討に関するとりまとめを実施中。

■ 欧米やアジアの主要都市と日本の無電柱化の現状



※ 1 ロンドン、パリ、香港、シンガポール、ソウルはケーブル延長ベース

※ 2 台北、ジャカルタ、日本は道路延長ベース

■ 無電柱化による美しい街並みへの寄与の事例



浅草通り
(都道453号線)
※ストリートビューを基に作成



川越市中心部
(中央通り線 (一番街))

22. 外国人を含む全ての大会への来訪者がストレス無く楽しめる環境整備

【概要】

○業界横断的に、全ての来訪者が訪日中にストレス無く快適に過ごせるよう、訪日外国人からの不満度の高い決済環境の改善を目指すとともに、日本への好印象を与えるおもてなしサービスのあり方などについて、社会実装に向けて具体的に検討を進めているところ。

日本入国前

訪日計画時



訪日外国人へのおもてなし

+

多種多様な人々へのサービス提供 (ダイバーシティ社会の創出)

日本滞在中

各種サービス

- 言語
- 移動
- 通信
- 買物
- 食事
- 宿泊
- 防災

【サービスの例】

- 観戦する競技にあわせた最適なトラベルプランの提供など、各個人のニーズに合わせたサービス提供
- 飛行機内での情報サービス

- 予約
 - 情報
- 各種サービス

【サービスの例】

- 滞在中に抱えるであろう課題を解決するサービス提供を可能にし、安心感を提供
- 決済環境の整備（多様な決済手段による決済を可能にするとともに、決済可能店舗の拡充）
- ハラル対応のレストラン情報の提供など、各個人の属性に合わせた情報提供、多種多様な人々が利便性を享受できるシステムの構築

様々なシーンにおいて各種サービスをシームレスに受けられる「サービスプラットフォーム」の構築を目指すべく、「消費活動促進プラットフォーム研究会」を開催、検討を実施。

→ 具体的には、各種サービス間で各個人のIDを連携、自動的に個人を識別してサービスを楽しむことができるようなプラットフォーム。

23. 環境配慮の推進

【概要】

○平成26年8月に取りまとめた報告書（「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした環境配慮の推進について」）を踏まえ、大会及び東京都市圏において、① 低炭素化の推進、② 暑熱対策、③ 3Rの推進等に取り組む。

■環境省 平成27年度予算

2020年東京オリンピックに向けた統合的アプローチによる都市圏低炭素化評価検証等

○とりわけ環境負荷が大規模に集積している東京都市圏のインフラを低炭素化・環境負荷低減の観点から検討する。

東京オリンピックに向けた熱中症に関する普及啓発事業

○夏期の大規模イベント等における熱中症対策に関する現状や知見を収集し、対策指針等を作成する。

東京オリンピックを契機とした一般廃棄物の統一分別ラベル導入検討事業

○大会を契機とし、東京都市圏において統一分別ラベル導入の検討を進めることにより、3Rの促進を図り、環境にやさしい大会、環境都市東京の実現を目指す。

東京オリンピック・パラリンピックにおけるグリーン購入促進検討事業

○大会の調達基準の策定に際して、グリーン購入に関する技術的検討及び支援を行う。

■取組（例） 2020年東京オリンピックに向けた統合的アプローチによる都市圏低炭素化評価検証等

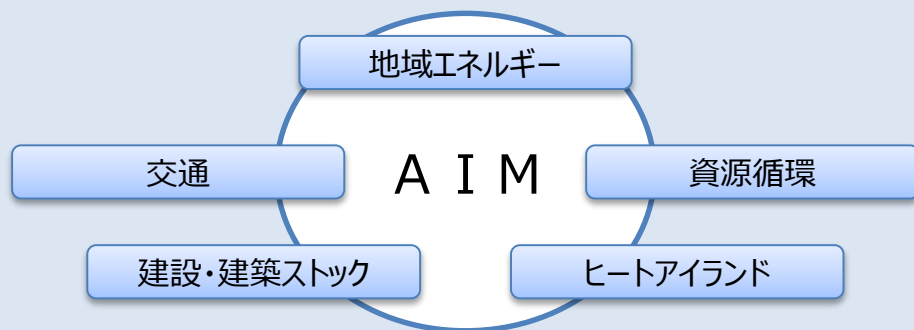
持続可能な東京都市圏づくりに関する懇談会

結果報告 ↑ ↓ アイデアの提示

東京都市圏における環境対策のモデル分析検討会

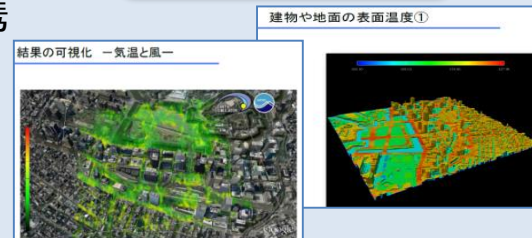
■ 1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）を対象に、2020年、2030年、2050年における、環境経済両面での効果やコスト等を算出

■ 東京都市圏の一部において、特定の時点の気温や風、暑さ指数等の解析



連携

熱環境解析 (地球シミュレータ)



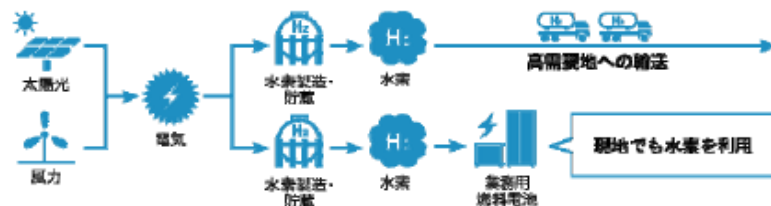
24. 大会と連携した水素・燃料電池の活用

【概要】

- 再生可能エネルギー等を活用した水素社会の実現に向けて自治体と連携した水素サプライチェーンの実証を実施している。
- また、燃料電池自動車の普及に向け、車両の導入支援及び水素ステーションの整備事業を実施しており、水素ステーションに係る規制の見直し等に向けた検討及び技術開発を実施しているところ。

① 水素製造：地方における再生可能エネルギーの活用

太陽光や風力など地方の豊富な再生可能エネルギーを活用してCO2フリーの水素を製造



② 水素輸送：より効率的な輸送方法の確立

従来の形態である圧縮水素に加え、より高効率な新たな輸送方法を確立



③ 水素利用：東京等における水素利用

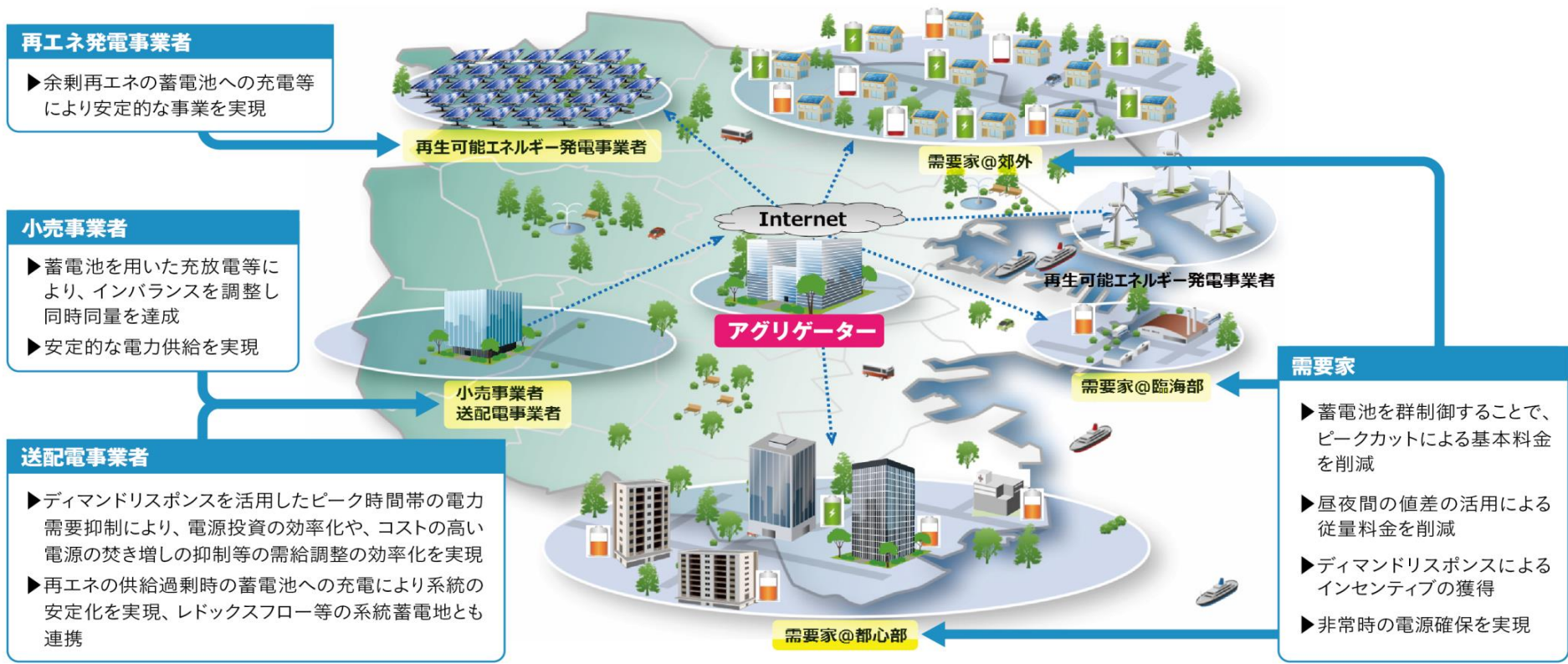
東京等の高需要地の水素ステーションで、燃料電池バス等へ水素を供給



25. スマートコミュニティの展開

【概要】

○革新的エネルギーマネジメントシステムの確立に向け、蓄電池等の統合制御を行うプロジェクトの来年度からの本格開始に向けて事業計画を策定しているところ。加えて、デマンドレスポンスなどの取組を推進するため、引き続き技術実証を進めるとともに、ネガワット取引の経済性評価等に関する調査事業を実施し、11月に有識者検討会を立ち上げる。



26-a. アスリート・観客の暑さ対策の推進

【概要】

○大会が、暑さが厳しい時期に開催され、日本特有の暑さを知らない多くの外国人が訪れることが予定されることから、平成27年5月に「東京2020に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議」を設置。同年9月の中間とりまとめを踏まえ、競技会場等の暑さ対策、ICTを活用した救急通報等、外国人・障害者も含めた救急医療体制の整備、外国人等に対して発信すべき熱中症等関連情報の内容や提供手段などの検討を推進。

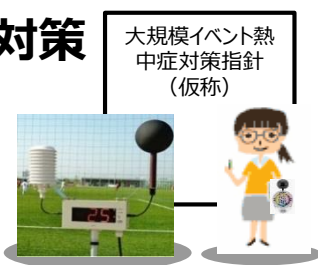
「東京2020に向けたアスリート、観客等の暑さ対策に係る中間とりまとめ」 平成27年9月2日

【具体的対策例】

1. 競技会場等の暑さ対策



マラソン、競歩沿道等の暑さ対策



夏期の大規模イベント等における熱中症対策指針の策定

2. 多様な情報発信の実施

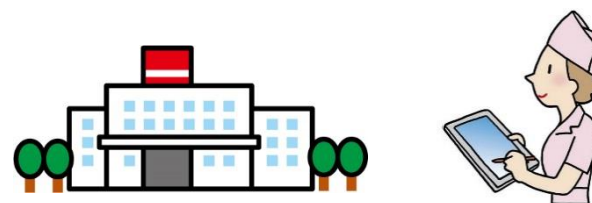


外国人等に対する熱中症等関連情報の提供に係る検討体制の立上げ



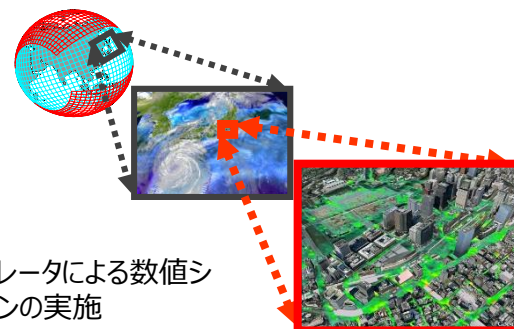
熱中症予防情報サイトの多言語化

3. 救急医療体制の整備



病院における外国人受入を含めた医療体制の整備

4. 暑さ対策に係る技術開発や熱中症対策等に係る予測技術開発等



地球シミュレータによる数値シミュレーションの実施

26-b. アスリート・観客にやさしい道づくり

【概要】

- 国土交通省において設置した、東京都や大会組織委員会、有識者等を委員とする「アスリート・観客にやさしい道の検討会」において、路面温度上昇抑制機能を有する舗装技術等の効果検証を実施するとともに、快適な環境の提供に資する道路緑化等を含む総合的な道路空間の温度上昇抑制に向けた取組の具体化を図る。

※座長 屋井鉄雄（東京工業大学大学院 総合理工学研究科教授）

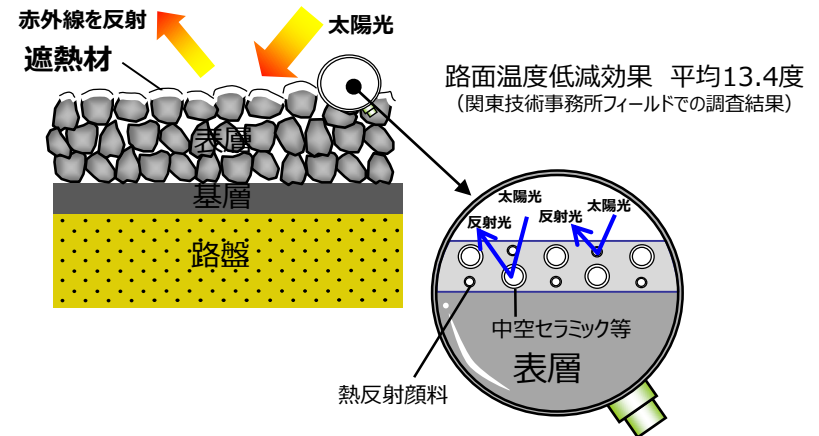
道路緑化



- 快適な環境の提供に資する道路緑化等、道路空間の温度上昇抑制に向けた取組の具体化

路面温度上昇抑制機能を有する舗装

【（例）遮熱性舗装】



- 表面で光を反射させて路面温度の上昇を抑制する舗装
- このほか、代表例として「保水性舗装」がある

27. 強化・研究拠点の在り方

【概要】

○オリンピック競技とパラリンピック競技の強化・研究活動拠点の機能強化やその在り方について、有識者会議がとりまとめた最終報告（平成27年1月）を受け、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点構築を進めている。

【トップアスリートにおける強化・研究活動拠点の在り方について（最終報告）（概要）】

□ ナショナルトレーニングセンター（NTC）及び国立スポーツ科学センター（JISS）の機能強化、パラリンピック競技の強化・研究活動拠点の在り方の方向性をとりまとめたものである。

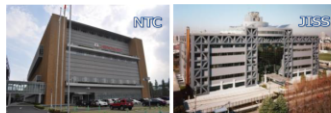
オリンピック競技

【主な課題等】

- トレーニング方法、指導方法等の相乗効果
- 効果的・効率的な施設活用（共同利用することにより機能強化を図る）
- オリンピック競技団体におけるパラリンピック競技との連携や、NTC及びJISSの共同利用推進に関する意識は高い
- ◆ ハイパフォーマンススポーツの中核的機関での機能・事業の一体性・統合的・包括的アプローチ、パフォーマンス強化の取組に関する全体的な戦略の不足
- ◆ 連携ネットワークの枠組みは構築しているが、それを持続させる事業や実効的なプログラムが不足、実質的な連携が図れていない
- ◆ JSCの連携協定等を活用した事業が限定的
- ◆ 海外のハイパフォーマンス機関等の専門家等の活用が少いため、国際的な優位性が担保されていない
- NTCの平均稼働率（25年度：88.2%）
- 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け利用者数の増加が予想
→ NTCの狭域化が強化活動に支障
- 既存のNTC及びJISSとの密接な連携等が重要
- ★ JISSの研究支援の高度化、スポーツ診療事業受診者数の増加、冬季競技等の強化への支援、効果的・効率的なジュニア育成や指導者養成、女性特有の課題に対応した女性アスリートへの支援、パラリンピック競技の特性に応じた支援等への対応について、今後、更に戦略的な取組を展開
- 冬季競技等は、それぞれ競技会場の自然環境への適応が求められる
- 単独競技のみで拠点が形成されているため、競技横断的なコミュニケーションや連携等が困難
- 科学的な研究活動の機能等が不足
- 高地トレーニングは多くの競技の強化活動に取り入れられるよう機能強化が必要

【オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点構築】

- **NTC及びJISSの共同利用化**
 - JSC、JOC、JPC、競技団体との積極的な連携促進（利用に当たってのガイドラインの策定等）
- **NTC競技別強化拠点施設における共同利用化**
 - 競技団体の意向や実態等に応じて、共同利用化が可能な競技については推進
- **NTC競技別強化拠点の複数拠点化（パラリンピック競技）**
 - 競技団体の意向や実態、競技団体が策定する「強化戦略プラン」の実効性等を踏まえ、複数拠点の必要性・妥当性が確認される競技については推進
- ◆ **「ハイパフォーマンスセンター」の構築**
 - 国が責任を持って、NTC及びJISSにあるスポーツ医・科学研究、スポーツ医・科学・情報サポート、トレーニング場等の機能をオリンピック競技とパラリンピック競技を一体的に捉えた「ハイパフォーマンスセンター」として構築し、機能強化を図る
 - 【新たな取組】
 - 《統合性・革新性》評価、課題解決、改善・革新を推進・サポートするコンサルテーション機能、諸事業を統合的・戦略的に展開するための取組についてパラリンピック競技も含めて高度化を図る機能を担う部門の設置
 - 《持続性・連携性》継続的に連携して展開するプログラムの企画・開発、相互交流による外部機関の専門的知識や経験等を有する人材の活用、持続的な展開が可能な新たな事業実施スキームの構築、国内外の医療系大学や海外機関との連携・交流の更なる促進・強化によるメディカルサポート機能の強化
 - 《国際性》JSCの連携協定やJOCの二国間パートナーシップ協定等の積極的な活用による人材交流の推進、海外のハイパフォーマンス機関等との連携・協力の促進による課題解決
 - 《卓越性》国際的に卓越した人材の活用による事業品質に関する評価システムの構築、海外のハイパフォーマンス機関等との相互交流による国際的に卓越した人材の養成等
- **NTCの拡充整備**
 - NTCを拡充整備することを期待
 - NTCの拡充整備にあたっては、今後必要となる施設整備全体の姿、重点的に強化が必要となる競技、財政コスト（財源確保を含む）、供用開始時期、2020年以降の利用見込み等の観点から、既存施設の活用も含めた様々な選択肢の比較・検討を早急に行うことが必要
 - 既存のNTC及びJISSとの密接な連携の重要性等を踏まえ、隣接する「東京都立産業技術研究センター（別館）跡地」にNTCを拡充整備することは選択肢の一つ
 - 【NTCを拡充整備する場合】
 - 基本コンセプト：①2020年東京オリンピック・パラリンピックでのメダル獲得、②オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用等
 - 条件（例）：①オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用が可能な競技、②オリンピック競技とパラリンピック競技でメダル数が多い競技、③ハイパフォーマンスサポートが可能なパラリンピック競技、④マルチサポート事業でターゲット競技に指定されているオリンピック競技、⑤既存のNTCの専用トレーニング場の稼働率が高い競技等
 - その他機能：共用体育館の設置、2020年東京オリンピック・パラリンピック時の競技者のコンディショニングセンター等を想定したリカバリーとコンディショニング、パフォーマンス分析等が可能なスペース、パラリンピック競技者に対する簡易な医療ケアに対応するための医療室の設置、利用者が効率的に様々な施設等も検討
 - 具体的な整備内容については、適正な整備工期間が確実に確保され早期に整備が完了するよう、本報告を踏まえ、JSC、JOC及びJPCを始めとする関係機関が相互理解のもと密着し連携し、円滑に協議を進め決定
- **パラリンピック競技独自の競技の強化拠点施設の整備**
 - パラリンピック競技のボッチャ、ゴールボール、ウイリアーラグビー等については、共同利用、効果的・効率的な施設活用の観点等から、NTC拡充整備での共用体育館を中心に対応
- ★ **我が国トップアスリートの「ハイパフォーマンススポーツエリア」の構築**
 - 次のステージとして、西が丘地区全体を我が国トップアスリートの「ハイパフォーマンススポーツエリア」として地元地域の協力も得ながら戦略的に構築
- **冬季競技、海洋・水辺系競技、屋外系競技及び高地トレーニングの拠点の在り方**
 - 諸外国の状況等も参考にしながら、設置形態に応じた役割や必要となる機能、具体的な連携方策など、様々な観点から更に効果的・効率的な拠点の在り方について引き続き検討



パラリンピック競技

【主な課題等】

- トレーニング方法、指導方法等の相乗効果
- 効果的・効率的な施設活用
- パラリンピック選手等においては共同利用のニーズが高い
- パラリンピック競技団体が利用している強化拠点がある
- オリンピック競技のNTC競技別強化拠点を共同利用している競技がある（ボート、自転車、カーリング）
- 競技団体等においては既存施設を強化拠点として活用するニーズが高い
- 指導者等においてはトップレベルの強化拠点は2箇所必要との意見が多い
- ◆ JPCが関係機関の協力を得ながら取り組むアスリートの発掘・育成・強化システムや指導者養成システムの構築、質の高いスポーツ医・科学・情報サポート体制の確立、競技団体の基盤強化等の全体の強化体制整備の加速化
- NTC及びJISSの共同利用化
→ NTCの稼働化が強化活動に支障
- ◎ 今後の検討課題
 - ・ 以下の検討課題は、今後、アスリートの強化・研究活動拠点を構築していくと同時に、様々な関係機関と連携・協力して対応
- 《検討課題》
 - ① パラリンピック競技の革新性や強化の実現を踏まえた強化に関する支援スキームの構築
 - ② パラリンピック競技団体の基盤強化
 - ③ オリンピック競技団体とパラリンピック競技団体の連携強化
 - ④ 競技別強化拠点の明確化と基盤構築
 - ⑤ 日常的なトレーニングを行うための地方公共団体の役割
 - ⑥ 公共スポーツ施設の利用促進のための床材・ワックス等の研究推進
 - ⑦ 次世代アスリートのためのタレント発掘
 - ⑧ 国民へのパラリンピック競技の認知と関心を高めることによる社会的な支援の充実

28. 競技力の向上

【概要】

○大会等における日本代表選手のメダル獲得にむけて、各競技団体が行う日常的・継続的な選手強化活動を支援するとともに、大会で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な選手強化を行う。

東京開催が決定した2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の成功には、東京大会及びそれに向けた今後6年間の夏季・冬季を通じた我が国の代表選手の活躍が不可欠である。このため、従来のJOC補助事業やJPC補助事業等を見直し、PDCAサイクルの強化等を通じた戦略的な選手強化を実施することにより、2020年東京大会に向けたオリンピック・パラリンピック双方の国際競技力向上を図る。

ポイント

- ① 年度毎に事業評価を行い、翌年度の事業改善に繋げることにより、PDCAサイクルを強化
- ② 強化費配分にあたって、競技団体の財政状況等に配慮

＜スポーツ基本計画の主な目標＞

- オリンピック競技大会の金メダルランキング
夏季大会：5位以上 冬季大会：10位以上
- パラリンピック競技大会の金メダルランキング
夏季大会：17位以上 冬季大会：7位以上

＜2020年東京大会に向けたJOCの主な目標＞

- 金メダルランキング3位以内
- 全28競技における入賞

【参考】夏季大会成績

オリンピック

パラリンピック

開催年	開催都市	メダル獲得数		金メダル ランキング	メダル獲得数		金メダル ランキング
		金	計		金	計	
2012	ロンドン	7	38	11	5	16	24
2008	北京	9	25	8	5	27	17
1964	東京	16	29	3	1	10	-

29. 自衛官アスリートの育成及び競技力向上

【概要】

- 有望選手の獲得施策を推進しているほか、平成26年度から女子ラグビーやカヌー要員の集合訓練を実施。また、育成の基盤となる自衛隊体育学校においてトレーニング器材の取得や各種施設の整備を推進。

【具体的な取組】

アスリートの獲得及び育成

- 世界トップクラスの競技力を有する高校生の獲得等有望選手の獲得施策を推進
- これまで選手を育成してきた9種目に加え、女子ラグビー及びカヌーの選手育成・強化を実施

「9種目（下図上段左から）」
レスリング、ボクシング、柔道、射撃、ウエイトリフティング、アーチェリー、陸上、水泳、近代五種



平成26年度から
要員の
集合訓練を開始



女子ラグビー



カヌー

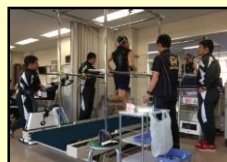
+

育成の基盤の整備

以下のとおり器材の取得と施設の整備を推進

- トレーニング器材の取得

（以下は、取得した器材の一例）



トレッドミル



エアライフル



栄養管理システム

- 各種施設の整備

- ・庁隊舎空調設備等の整備
- ・近代5種用訓練施設等の整備
- ・ラグビー場の整備
- ・アーチェリー訓練環境の整備
- ・照明の整備
- ・総合体育館の空調設備の整備
- ・研修棟の整備
- ・50m射場の建替等



総合体育館



50m射場

30. 射撃競技における競技技術の向上

【概要】

○競技技術の向上に資するため、平成26年11月に年少射撃資格者の下限年齢を引き下げるなどの銃刀法の改正を実施（平成27年4月施行）。

射撃競技団体等からの要望

2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた射撃競技の競技力強化のための銃刀法改正要望

国による強化方針等の方向性

射撃競技団体等の要望は、次の点で国の施策の方向性と同じ

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック大会等に向けた選手強化
- ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化
- 射撃競技における競技力強化

文部科学大臣から国家公安委員会に対し検討要請

要望を踏まえた改正

年少射撃資格者※1の年齢の要件の見直し

- 年少射撃資格者の下限年齢を14歳から10歳に引下げ
- 年少射撃資格の認定の失効年齢を18歳から19歳に引上げ

※1 原則、18歳以上の者のみ空気銃を所持できるところ、一定の資格の認定を受けた14～17歳の者は、指定射撃場で射撃指導員の監督を受けて、当該射撃指導員が許可を受けて所持する空気銃を使用可能

練習射撃場の制度※2の拡充

- 空気銃に係る練習射撃場の制度を新設
- 年少射撃資格者が練習射撃場において射撃練習を行う場合の措置を規定

※2 原則、所持許可を受けた猟銃しか使用できないが、猟銃の所持許可者等は、練習射撃場においては、そこに備え付けられた猟銃も使用可能

31. 国内アンチ・ドーピング活動体制の整備

【概要】

○クリーンな環境下でのスポーツを担保するために、アンチ・ドーピングに関する教育の更なる充実を図るとともに、インテリジェンス活動（情報共有）体制の構築、研究開発の促進を検討中。

<クリーンな環境下でのスポーツを担保し、大会がもたらす価値の向上、及び、国際的責任の完遂を図る。>

クリーンなスポーツ、クリーンな日本を世界へ発信

① 教育・研修の充実

- アスリートやサポート要員への教育・研修を充実させ、アンチ・ドーピングの的確な理解を促し、大会において、日本のアスリートやサポート要員のドーピング違反ゼロを目指す。
- 一般、特に若い世代を対象としたクリーンなスポーツ（Integrity of Sport）に関する教育を充実させ、クリーンでフェアなスポーツの価値の浸透を図る。
- ドーピング検査員の研修を充実させ、検査の技術面だけではなく、アスリートとのコミュニケーション能力の向上を目指した研修方法の開発を図り、アスリートに精神的・身体的負担をかけないドーピング検査の実現を目指す。また、血液検査の増加に対応するために医師・看護師等の検査員育成のための研修教材を開発する。

② インテリジェンス活動（情報共有）体制の構築

- IOC・IPC及び世界アンチ・ドーピング機構（WADA）がオリンピック・パラリンピックの開催国に対して遵守するよう求めている世界アンチ・ドーピング規程の改訂（2015.1）に伴い新たに追加されたインテリジェンス活動体制の構築について、IOC・IPC及びWADAが求める水準を明確化・具体化し、オールジャパン体制で、ドーピングのないクリーンでフェアな東京大会の実現を図る。

日本の研究力・技術力を世界へ発信

③ 研究開発の促進

- 日本の最先端の研究・技術を活用し、効率的で効果的なドーピング検査手法の研究・開発を促進させ、ドーピング検査によるアスリートの精神的・身体的負担の軽減を図る。
- 競技会外検査（特に血液検査）の増加に対応する為、日本の法体系・規制に適した体制の構築を図る（例：採血者の確保、使用済み針の処理等）。併せて、より低コストなドーピング検査を実現するための検査キットを開発する。

32. 新国立競技場の整備等

【概要】

- 安倍総理から新国立競技場の整備計画の見直しの指示があったことを受け、平成27年7月21日、「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」を設置し、平成27年8月28日に「新国立競技場の整備計画」を策定。本計画に基づき、大会に確実に間に合うよう着実な整備を推進。

新国立競技場の整備計画

(平成27年8月28日 新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定)

○基本理念

- (1) アスリート第一、(2) 世界最高のユニバーサルデザイン、(3) 周辺環境等との調和や日本らしさ

○スタジアムの性能

- スタジアムの性能は、できる限りコストを抑制し、現実的にベストな計画を策定する。
- ・大会時に本競技場で開催予定の陸上競技、サッカー及び開閉会式の実施に必要な機能を整備。
- ・座席数は、大会時に必要な6万8000席程度を確保。大会後においてはトラック上部への増設を可能とし、FIFAワールドカップ規定（8万席）にも対応しうるものとする。

○工期

大会に確実に間に合うよう、工期の期限は、平成32年（2020年）4月末とする。また、IOC等の要請を踏まえ、工期短縮の目標を同年1月末に設定する。

○コストの上限

新国立競技場のスタジアム本体及び周辺整備に係る工事費の上限を1,550億円以下と設定。

33. Sport for Tomorrow プログラムの実施

【概要】

○平成26年8月に設立したSport for Tomorrowコンソーシアム（官民連携のネットワーク）も活用しつつ、スポーツを通じた国際協力及び交流、国際スポーツ人材育成拠点の構築、国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援を実施。

○コアメッセージ：スポーツが未来をつくる：東京オリンピック・パラリンピック競技大会とそれに向けた具体的行動を通じて、世界のより良い未来のために、未来を担う若者をはじめ、あらゆる世代の人々に、スポーツの価値とオリンピック・パラリンピック・ムーブメントを広げていく。

2014～2020年の7年間で、開発途上国をはじめとする100か国以上において、1,000万人以上を対象に、以下のプログラムを実施する。

① スポーツを通じた国際協力及び交流

→外務省

- スポーツ関連施設の整備、器材供与（一般／草の根文化無償資金協力）
- スポーツ指導者の派遣（JICAボランティア派遣）
- スポーツ分野での技術協力（JICA技術協力）
- スポーツ分野での日本文化紹介・人材育成支援（国際交流基金事業）
- スポーツ分野での日本文化紹介（在外公館文化事業）等

→文部科学省

- 学校体育カリキュラム策定支援、スポーツイベントの開催支援をするため、専門家を派遣

② 国際スポーツ人材育成拠点の構築 →文部科学省

- スポーツ教育を行う大学院修士課程や短期プログラムへの留学生の受入

③ 国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援 →文部科学省

- アンチ・ドーピングが遅れている国への教育・研修パッケージの開発・導入支援等

Sport for Tomorrowコンソーシアム （平成26年8月設立）

※官民連携しオール・ジャパンでSport for Tomorrowプログラムを推進していくためのネットワーク

- 運営委員会：
文部科学省
外務省
JICA
国際交流基金
日本スポーツ振興センター
日本オリンピック委員会
日本パラリンピック委員会
日本アンチドーピング機構
筑波大学
2020年大会組織委員会
- メンバー：（随時募集中）
国内各競技団体
NGO
大学等
- 事務局：
日本スポーツ振興センター

上記に加え、スポーツ振興の前提となる途上国の青少年の育成を草の根レベルで支援。（教育施設整備案件）→外務省

34. 国内のオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの普及

【概要】

○オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを全国展開することを目指し、各学校におけるオリンピック・パラリンピック教育推進方策をはじめとする調査研究等を実施するとともに、2020年東京大会を始めとするスポーツの記録と記憶を後世に残すためのアーカイブのあり方について検討を進める。また、平成27年2月に「オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議」を立ち上げ、同年7月に中間まとめを公表。

調 査 研 究

教 材 作 成

市民向け啓発手法 の開発

学校における教育手法 の開発

教員向け研修方法 の開発

学校における映像教材等 の開発

● オリンピック・パラリンピックに対する市民の関心を高めるための効果的手法等の調査研究

● 各学校段階におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進のための効果的手法等の調査研究

● オリンピック・パラリンピック教育を全国展開するため、教員を対象とした、より実践的な研修方法等の調査研究

● 全国の学校でオリンピック・パラリンピックの意義・役割などの教育を促進するための指導参考資料（映像教材等）を作成



35. スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催

【概要】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて国内外の機運を高めるため、「日本再興戦略」改訂2015（別冊）改革2020プロジェクト（平成27年6月閣議決定）に「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」の開催について明記。現在、開催に向け準備中。

1. 開催時期・場所

2016年10月19日（水）～10月20日（木）： 京都（ロームシアター京都等）
 10月20日（木）～10月22日（土）： 東京（六本木ヒルズ等）

2. 内容（案）

（1）開会式（東京）・ 基調講演

【基調講演】

バハ国際オリンピック
委員会会長
 クレイブン国際パラリン
ピック委員会会長
 シュワブ世界経済フォー
ラム会長

等

（2）国際会議

【スポーツ関係】

- ・記念セッション
（オリンピック・パラリンピックがもたら
すレガシー）
- ・スポーツ担当大臣会合
（Sport for Tomorrow）
- ・ラグビーワールドカップ2019関連会議



【文化関係】

- ・2020年に向けた文化プログラム全国
展開のためのセッション（京都）
- ・障害者の芸術活動に関するセッション

（3）官民ワークショップ

最先端科学技術等をテーマとし
た官民協働のワークショップ及び
世界経済フォーラムとのジョイン
トセッションを開催

※ 本フォーラムと同時期に
東京で開催予定の、
世界経済フォーラム若手
メンバーの年次総会と
連携

（4）文化イベント

二条城等、世界遺産の神社・仏
閣を活用し、我が国の伝統芸能
等と海外文化・現代アート等が調
和したイベントを開催

その他、東京・京都の各地におい
て、六本木アートナイト等の各種
協賛イベントと連携



二条城（世界遺産）

36. 記念貨幣の発行等に向けた調査検討

【概要】

- （独）造幣局と連携し、オリンピック・パラリンピック記念貨幣の発行等に向けて事例調査や検討を実施中。

1. TOKYO2020立候補ファイル（平成25年1月7日 国際オリンピック委員会（IOC）に提出）

7.6.2 オリンピック記念貨幣発行の保証

- ・ 過去、日本国内で開催された大規模スポーツ・イベントにおいて、記念貨幣が発行されている。
- ・ IOCに対するロイヤリティは、販売収益の中から大会組織委員会を通じて支払われる。
- ・ 大会の記念貨幣の発行については、日本国財務大臣が保証している。

2. 過去の発行例

◆東京オリンピック

昭39（1964）
（2種）

千円
銀貨幣



百円
銀貨幣



◆札幌オリンピック

昭47（1972）
（1種）

百円
白銅貨幣



◆長野オリンピック（9種）

平10（1998）

一次

二次

三次

一万円
金貨幣



五千円
銀貨幣



五百円
白銅貨幣



37. 大会協賛宝くじ・記念切手の発行検討等

【概要】

○全ての都道府県及び指定都市において、協賛宝くじを発売予定。また、記念切手の発行について、日本郵便（株）及び組織委員会と調整中。寄附金付切手の発行については、同切手の発行を可能とするための特別措置法が平成27年5月に成立（同年6月施行）。

1 協賛宝くじ

宝くじの発売団体である全ての都道府県及び指定都市は、大会に向けて協賛宝くじを発売する予定。
(具体的な発売時期、方法等については、発売団体間において、今後検討)

2 記念切手の発行等

総務省において、大会に関する記念切手の発行について、関係省庁、日本郵便（株）及び組織委員会と調整中。

(参考) ○ 過去、日本で開催されたオリンピック等においては、いずれも記念切手を発行。

・東京オリンピック	1億8,000万枚
・札幌オリンピック	1億3,500万枚
・長野オリンピック	7,850万枚（パラリンピックを含む）

～国内開催のオリンピック記念切手発行に際し、ロイヤリティの支払義務が発生するのは今回が初めてであり、発行条件等について要調整。

○ 想定スケジュール（2020年の発行の場合）

大会の記念切手は、2020年度に発行される記念切手と同じ手続を経ることとなる予定。

- ・2018年11～12月頃 関係省庁からの推薦
- ・2019年10～11月頃 日本郵便において2020年度発行計画発表
- ・2020年 記念切手販売開始

寄附金付切手の発行については、同切手の発行を可能とするための東京大会に係る特別措置法が成立。

38. 記念自動車ナンバープレートの発行検討

【概要】

○自動車ユーザーの希望に応じて、図柄入りナンバープレートに交換できる制度を創設する「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」が平成27年6月に成立。また、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会特別仕様ナンバープレート実施本部」において、現在、実施に向けた具体的方策を検討するとともに、関係者との調整を実施中。

・オリンピックに向けて国民的機運の醸成、意識の高揚を図る観点から、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会特別仕様のデザインを施した自動車のナンバープレートを期間限定（2020年までの間）で希望する者に対し、全国において交付する。

・当該ナンバープレートの交付に合わせて募集される寄付金を活用して、大会開催に向けて必要となる交通サービスの整備に充てることを検討中。

＜他国における過去の実施例＞



2010年バンクーバー五輪
(カナダ：ブリティッシュコロンビア州発行)



1996年アトランタ五輪
(アメリカ：ジョージア州発行)

● 検討状況

・自動車ユーザーの希望に応じて、図柄入りナンバープレートに交換できる制度を創設する「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」が平成27年6月に成立。

・五輪特別ナンバープレートの実施に向けた具体的な方策を検討するため、本部長・本部長代理（副大臣）、副本部長（大臣政務官）、本部員（事務次官、技監、国土交通審議官、関係局長等）から構成される「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会特別仕様ナンバープレート実施本部」を平成26年2月に設置し、基本スキーム、交付方法、デザインの決定方法等について検討を行っているところ。

● 今後の予定

・関係機関と調整を行うとともに、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会特別仕様ナンバープレート実施本部」において、実施に向けた具体的な方策の検討を進める予定。

・五輪特別ナンバープレートの交付時期は、新たな大会エンブレムの選考に係る状況を注視しつつ、大会組織委員会と調整の上、決定。

39. 知的財産保護のあり方検討

【概要】

○知的財産保護に係る国と組織委員会との打ち合わせを開催し、大会に関連する知的財産保護のあり方について意見交換を実施。不正競争防止法及び商標法の保護要件に合致するオリンピック関連標章等の適切な保護に関する取組を引き続き実施。

○商標法に基づくオリンピック関連標章の保護

商標法第4条第1項第6号及び第4条第1項第11号により商標登録が認められない例

条文の説明	オリンピック関連標章の例
<p>著名な国・地方公共団体の標章、公益事業に関する標章等と同一又は類似の商標は登録を受けることができない（6号）</p>	<p>「オリンピック」「OLYMPIC」</p> 
<p>同一又は類似する他人の商標が先に登録されている場合は登録を受けることができない（11号）</p>	<p>「TOKYO 2020」 登録番号：登録第5626678号 権利者：財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 指定商品・役務：全ての指定商品及び指定役務の分類について登録</p> <p>OLYMPIC</p> <p>登録番号：国際登録第1128501号 権利者：IOC 指定商品・役務：全ての指定商品及び指定役務の分類について登録</p>

40. 式典等大会運営への協力検討

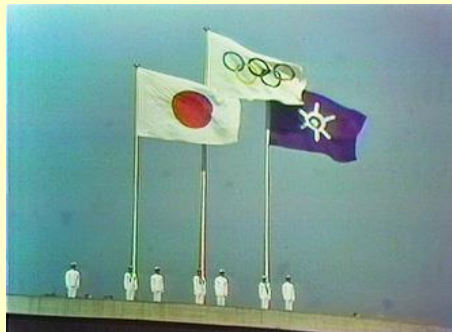
【概要】

○国旗掲揚、飛行展示（ブルーインパルス）や国歌演奏（音楽隊）など式典等大会運営への協力について検討を開始。

【具体的な取組（過去の実績を踏まえ現時点で想定されるもの）】

- 国旗掲揚
- 飛行展示（ブルーインパルス）：カラスモーク再開に向けた調査研究
- 国歌演奏：陸自中央音楽隊の演奏服の検討 等

国旗掲揚



【写真：NHKオンライン】

飛行展示



【写真：毎日、J p】

国歌演奏



過去の支援実績

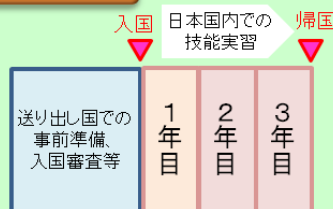
- 東京オリンピック（1964年）： 奏楽、祝砲、開閉会式・表彰式支援（含ブルーインパルス飛行展示）
- 札幌オリンピック（1972年）： 奏楽、祝砲、開閉会式・表彰式支援
- 長野オリンピック（1998年）： 奏楽、国旗等の掲揚、開会式支援（含ブルーインパルス飛行展示）

41. 建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置

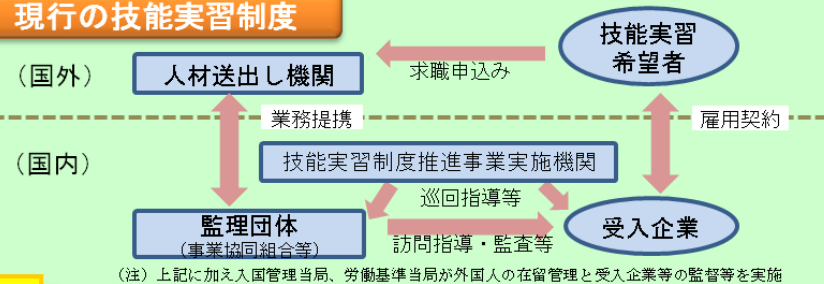
【概要】

○大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、国内での人材確保に最大限努めることを基本としつつ、緊急かつ時限的措置（2020年度で終了）として、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図る「外国人建設就労者受入事業」を平成27年4月から開始した。

技能実習の流れ



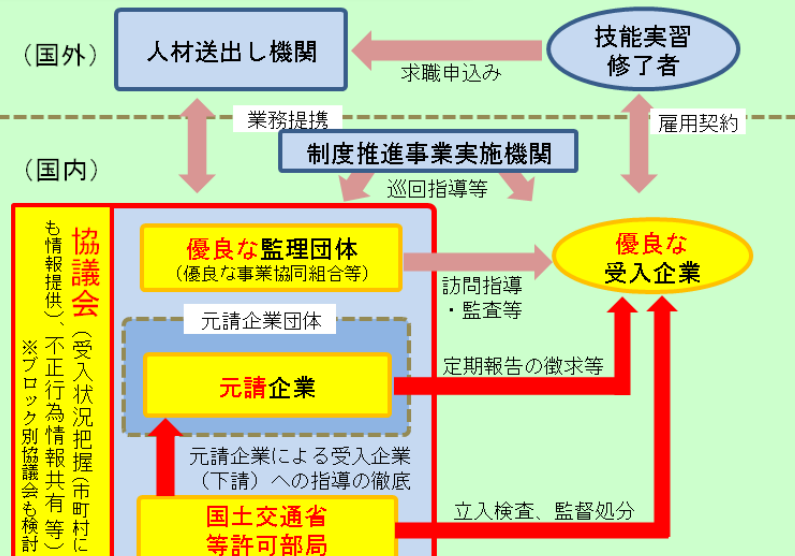
現行の技能実習制度



新たな外国人材活用の流れ



新たな特別の監理体制 (本図は再入国の場合)



(注) 上記に加え入国管理当局、労働基準当局が外国人の在留管理や受入企業等の監督等を実施

42. 大会に向けた各種建設工事における安全確保

【概要】

- 新国立競技場等の大会施設の整備が安全かつ着実に実施されるよう、関係省庁等や建設業団体との連絡会議を年度内に立ち上げるべく、準備会合を11月実施。
- また、大会施設の整備や大会に向けた各種建設工事が、安全かつ着実に実施されるよう、工事従事者への安全教育や施工業者への技術指導等の対策を強化。

関連工事における労働災害防止

- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、競技施設の建設や、首都圏を中心としたインフラ整備、再開発等の建設投資が増大
- ・ 人手不足により、現場の作業に習熟した労働者、現場管理者の不足も懸念される中、更なる安全管理の徹底が必要

大会関連工事における労働災害防止対策を関係省庁等と連携して推進

人の対策

新規入職者への安全教育

- ・ 建設業に初めて就く方等を対象にした安全衛生教育
- ・ 外国人建設就労者を対象にした安全衛生教育

工事現場への技術指導

現場

- ・ 安全を熟知した専門家が工事現場を巡回し、安全な作業方法等を助言・指導

ハーネス型安全帯の普及

- ・ 万一の墜落時に身体への衝撃が少ないハーネス型安全帯の普及促進



ハーネス型

胸ベルト式

人にやさしい 保護具

43. 被災地と連携した取組の検討体制の設置

【概要】

- 大会組織委員会、岩手県、宮城県、福島県等と構成する「被災地復興支援連絡協議会」で、大会が復興の後押しとなるよう3県と連携した取組について平成26年7月より検討を開始。同年6月には、大会組織委員会会長が3県を訪問し、各県知事と直接意見交換を実施。
- 平成27年8月には、東京オリンピック・パラリンピック大臣が福島県を訪問し、県知事と直接意見交換を実施。同年9月末にI O Cに提案する追加種目案を大会組織委員会が決定した際には、被災地を含めた地方での追加種目の試合の開催を行うよう、東京オリンピック・パラリンピック大臣から大会組織委員会会長に対し要望。

これまでの動き

- 平成23年12月「2020年オリンピック・パラリンピック招致に係る復興専門委員会」を設置
(事務局：東京都、委員長：東京都スポーツ振興局長)
 - 日本での大会開催が東日本大震災被災地の復興に資すると想定される事項について検討するため、被災各県、スポーツ団体、東京都、招致委員会が一堂に会して意見を交換する場
(平成24年12月6日、復興専門委員会報告 1 復興専門委員会についてより抜粋)
- 平成24年12月最終報告：「**スポーツの力で未来をつかむーオリンピック・パラリンピック開催を被災地復興の力にー**」
 - 被災地復興の後押しや世界へのアピールの観点から、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い**実施すべき事業案を提言。「大会準備期間」「大会開催直前」「大会開催期間」「大会終了後」のそれぞれの段階に分け、計32事業（再掲含む）**を記載(東京都最終報告書ホームページより抜粋)。

検討体制の設置ー被災3県と連携した取組ー

- 「被災地復興支援連絡協議会及び幹事会」(第1回)を開催(平成26年7月29日、事務局：組織委員会)岩手県、宮城県、福島県、東京都、組織委員会、復興庁、文部科学省、内閣オリパラ室等が参加



大会の開催が東日本大震災からの復興の後押しや世界に向けたアピールの原動力の一つとなるよう、岩手県、宮城県及び福島県と連携して取組を進めていく。

44. ホスタウンの推進

【概要】

○「ホスタウン関係府省庁連絡会議」*で全国の自治体と大会参加国・地域の相互交流の推進について検討を平成26年7月に開始。平成27年9月に第2回連絡会議を開催し、事業を推進するための要綱を決定し、全国の自治体に通知。同年11月2日から12月11日までの間、登録の申請の受付を実施。

「経済財政運営と改革の基本方針2015」(抜粋)

第2章 経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

『2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等は、日本全体の祭典であるとともに、世界に日本を発信する最高のチャンスとして、我が国が活力を取り戻す弾みとなるものであり、その開催に向け、政府一丸となって取り組む』

3. まち・ひと・しごとの創生と地域の好循環を支える地域の活性化

【3】2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた取組

『東京大会を契機として、(略) ホストシティ・タウン構想の推進など東京大会と連携した地域交流・地域活性化、(略) を着実に進める』

ホスタウン構想の推進

- 平成26年7月より「**2020年オリンピック・パラリンピック東京大会におけるホスタウン関係府省庁連絡会議**」*を開催。
- 本年9月に第2回連絡会議を開催し、**事業を推進するための要綱を決定し、全国の自治体に通知**。
- 本年11月から第一次登録の申請の受付を開始し、**平成28年1月頃に第一次登録を実施予定**。リオデジャネイロ大会以降、登録を本格化。



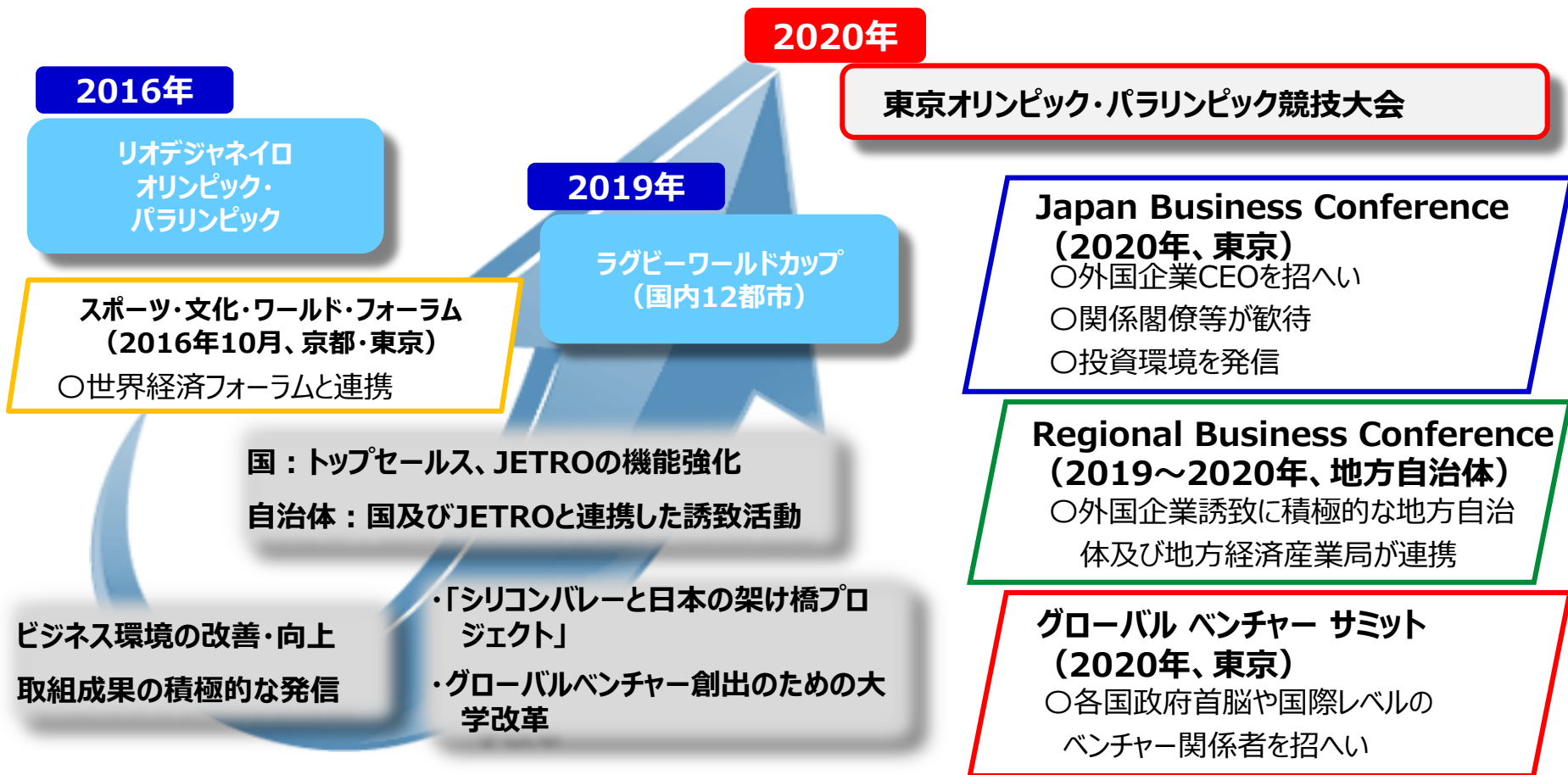
関係府省庁連絡会議 (平成27年9月)

*平成26年7月当時は「ホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議」

45. 対日直接投資の拡大に向けた我が国ビジネス環境の発信

【概要】

○我が国に対する国際的な注目度が高まる2020年に向けて、成長戦略に盛り込まれた施策推進を通じたビジネス環境等改善・向上の成果を積極的に発信する。



46. 社会全体のICT化の推進

【概要】

○大会以降の我が国の持続的成長も見据えつつ、訪日する外国人旅行者の利便性の向上にも資する新たなイノベーションを世界に発信するため、スマートフォンや交通系ICカード、クラウド技術等を活用し、無料公衆無線LAN環境、多言語対応、4K・8Kや属性に応じた情報提供を可能とするデジタルサイネージの推進、放送コンテンツの海外展開、情報共有や人材育成を通じた世界に先駆けたサイバーセキュリティ基盤の構築等の施策について、産学官共同で検討する「2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会」において検討。平成27年7月に「アクションプラン（第一版）」をとりまとめ、引き続き、当該プランの実現に向けた検討、取組を進めていく予定。

「2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会」

1. 検討項目

(1) 2020年に向けた社会全体のICT化アクションプラン

① 実現を図るべき事項

(都市サービスの高度化（クラウド環境等活用したICT基盤の整備）、高度な映像配信サービス、無料公衆無線LAN環境の整備促進、ICTを活用した多言語対応の実現、4K・8Kの推進、デジタルサイネージの機能拡大、放送コンテンツの海外展開、世界一安全なサイバー空間の実現等)

② 目標とすべき時期

(2) 官民の役割分担

2. スケジュール

本年7月に「2020年に向けた社会全体のICT化アクションプラン（第1版）」をとりまとめたところ。2020年の社会全体のICT化の実現に向けた検討、取組を引き続き実施

2020年に向けた社会全体のICT化 アクションプラン 概要



【各分野横断的なアクションプラン】

- I. 都市サービスの高度化
 ースマートフォンや交通系ICカード等を活用。街中や公共施設のサイネージ、商業施設や宿泊施設等において、訪日外国人、高齢者、障がい者をはじめ、誰もが、属性(言語等)や位置に応じた最適な情報やサービスを手手。
 2015年度中に実施地域、実施主体を決定、2016年度中実施地域での先行着手
 2015年度中に実施地域、実施主体を決定、2016年度中実施地域での先行着手
- II. 高度な映像配信サービス
 ー映画館、美術館・博物館、競技場などの公共空間のデジタルサイネージ等大画面に対し、臨場感ある4K・8Kの映像配信を実現。
 2015年度中に実施地域、実施主体を決定、2016年度中実施地域での先行着手



47. 大会における最新の科学技術活用の具体化

【概要】

○内閣府特命担当大臣（科学技術政策担当）の下に有識者による「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた科学技術イノベーションの取組に関するタスクフォース」を開催し、大会に向けた9つのプロジェクトに関する実施計画書をとりまとめ。総合科学技術・イノベーション会議への報告を踏まえ、官民一丸となって大会での活用シーンを踏まえて取組を具体化した「事業計画」を平成27年度中に取りまとめる予定。

Innovation for Everyone 2020

～ すべての人が主役になれる社会づくりへ～

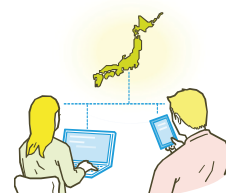
スマートホスピタリティ

海外からの来訪者に、移動や会話に伴うストレスのない、やさしい誘導を



感染症サーベイランス強化

感染症の発生をすばやく察知・公開し、健康的な暮らしを守る



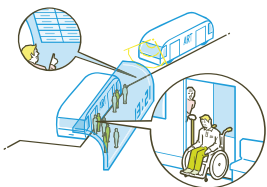
社会参加アシストシステム

障害者・高齢者が普通に社会参加するアシストを



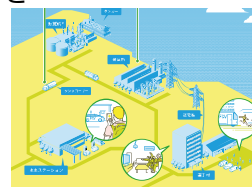
次世代都市交通システム

すべての人に優しく、使いやすい移動手段を



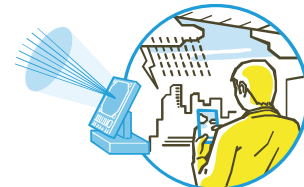
水素エネルギーシステム

水しか排出しない最新エネルギーで、移動・暮らしに次のクリーンを



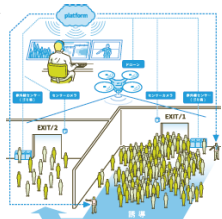
ゲリラ豪雨・竜巻事前予測

ゲリラ豪雨が降りだす前に、人々へお知らせ



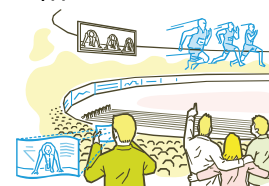
移動最適化システム

ビッグデータでヒトの流れをスムーズにし、安全で快適なおもてなしを



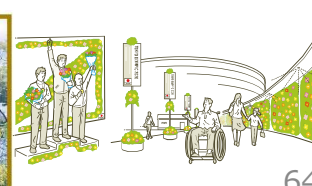
新・臨場体験映像システム

臨場感あふれる映像技術が生み出す「ワクワク」を、世界中の人と一緒に



ジャパンフラワープロジェクト

最先端技術を活用し、夏でも多くの国産の花で街に彩りを



48. 自動走行技術を活用した次世代都市交通システム

【概要】

- 自動走行技術を活用した次世代都市交通システム (ART)の実用化に関しては、車いすや高齢者の方々も乗り降りしやすいよう、バス停に正確に横付けする正着制御技術、新幹線並みのスムーズな加減速技術などでアクセシビリティの向上を図ると共に公共車両を優先する信号制御システムなどの各技術も統合することで安定した定時運行の実現に向けた検討を進めている。

① 世界標準のアクセシビリティ (交通制約者への対応)

乗降安全性向上、乗降時間短縮
・正着制御

乗客転倒防止
・新幹線レベルのスムーズな加減速

乗降時間短縮、乗客の転倒事故防止
・車椅子固縛装置
・非接触自動課金

② 統合的速達性

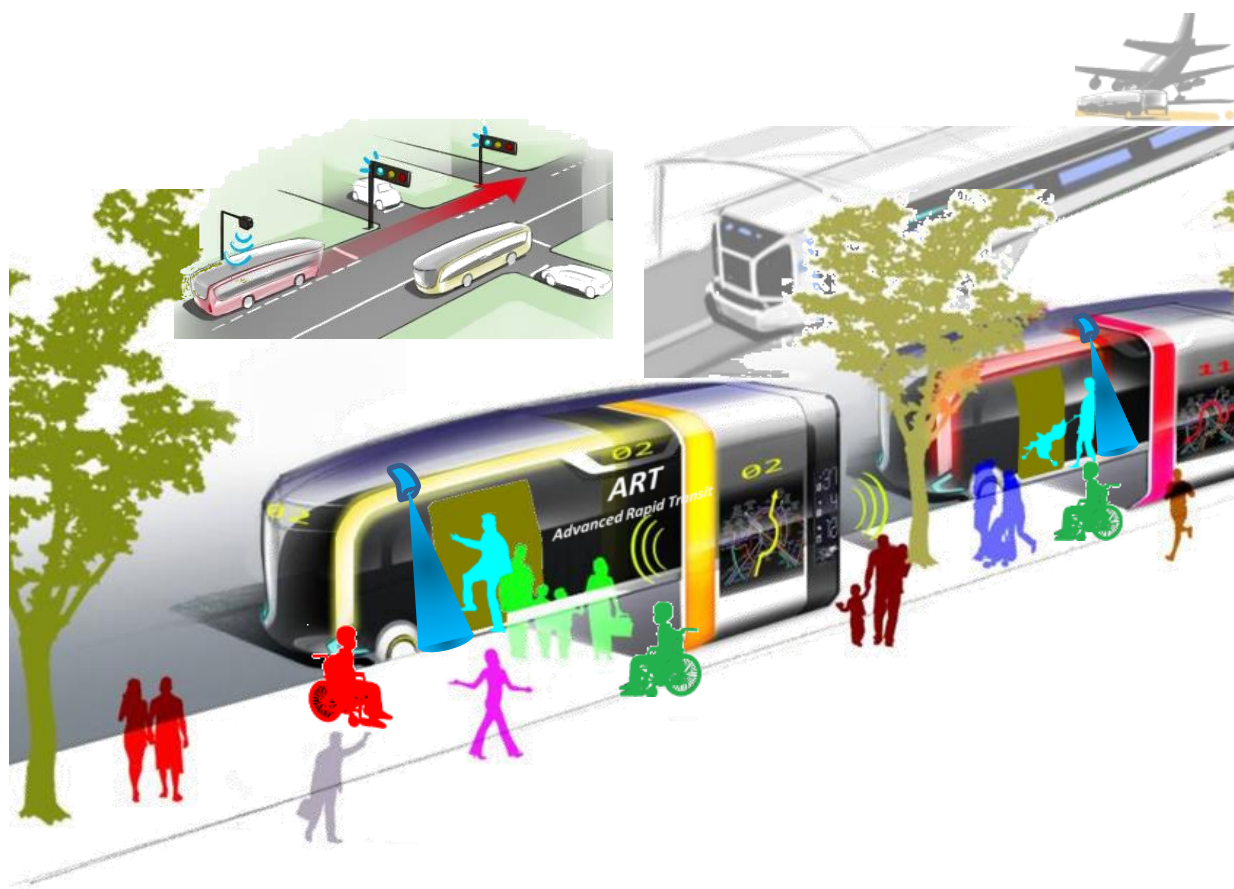
速達性、定時運行性の向上
(PTPS高度化)

事故低減、運転負荷軽減

交通流整流、渋滞・CO2低減

待ち時間最小でシームレスな乗継ぎ
(運行システム)

- ・赤字：自動走行技術を活用
- ・黒字：自動走行技術を活用予定



49. 先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現

【概要】

○あらゆる生活空間でロボットが活躍し、高齢者や障害者、外国人も含めた多様な者が、ストレスフリーな生活の実現に必要な幅広いサービスを楽しむシーンを作り上げ、ショーケース化を推進。現在、実証プロジェクトを募集しており、必要に応じて、規制見直しの検討を進める予定。

【実施場所の具体例】 台場及び青海地域（想定）

日本科学未来館等があり、五輪会場に近接する台場及び青海地域を中核として、パーソナルモビリティ、超臨場感映像技術、デジタルサイネージ、多言語翻訳、案内ロボット等の先端ロボット技術の体験フィールドを構築する。

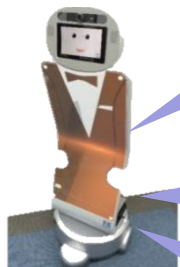


Image Board by TENJIN

お台場の実施イメージ※

※公道及び関係施設については、東京都をはじめ今後調整

ユニバーサル未来社会を実現するための技術例



お出迎え・施設内の案内誘導

サポートニーズのヒアリング

サポートニーズに応じた各種手配

案内ロボット

誰もが会話で困らない



多言語翻訳

自動運転や移動支援



パーソナルモビリティ

荷物運搬や高齢者・障害者へのアシスト技術



アシストスーツ

4K・8K映像等による最先端映像技術



デジタルサイネージ
超臨場感映像

50-a. 高精度衛星測位技術を活用した新サービス（観光サービス）

【概要】

○宇宙利用がもたらす未来社会のショーケースとして大会の機会を活用し、最新の宇宙技術の社会実装に向け、IT等の関連政策と連携した先導的な社会実証実験を平成31年度に行うべく検討を行う。

≪事例1：サブメーター級測位補強技術を活用した新たな観光サービス≫

- 近年、特定の地域を舞台にしたアニメが多数存在（“箱根町×エヴァンゲリオン”“金沢市×花咲くいろは”等）し、アニメを活用した聖地巡礼が脚光を浴びている。
- 準天頂衛星のサブメーター級測位補強やAR（拡張現実）等を活用し、ある特定の場所に行くときある特定のアニメキャラクターに出会え、写真撮像や特定のグッズ等が手に入るなどの仕掛けづくりを展開することが可能。
- 地域側としても、本来は観光客に見てほしいスポットにアニメキャラクター等をAR等で配置することで地域の新しい発見に繋がる仕組みになる。東京五輪時には、東京近郊集う外国訪日客を地域に展開させるフックとして機能。



(C) カラー

(出典) http://internet.watch.impress.co.jp/docs/column/chizu/20150312_692344.html

http://qzss.go.jp/events/jtb_150803.html

50-b. 高精度衛星測位技術を活用した新サービス（スポーツ・健康サービス）

【概要】

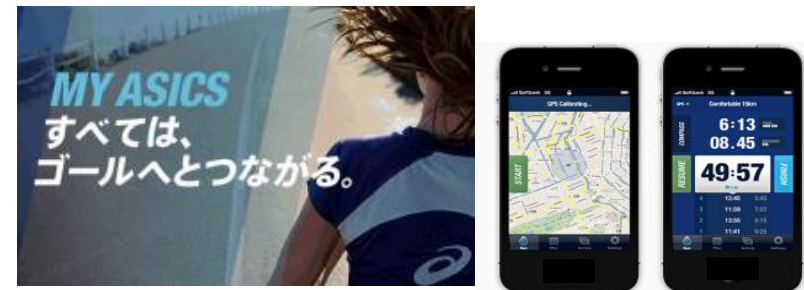
○宇宙利用がもたらす未来社会のショーケースとして大会の機会を活用し、最新の宇宙技術の社会実装に向け、IT等の関連政策と連携した先導的な社会実証実験を平成31年度に行うべく検討を行う。

「事例2：高精度測位による新たなスポーツ産業の創出」

- 準天頂衛星を活用してマラソンランナーの走行軌跡を測位し、コーチング（ペース配分、コース戦略等）をマラソン後、あるいはマラソン中にもリアルタイムに提供する。
- ラグビーは、既にGPS受信機器搭載したウェアを着用し、練習中・試合中のトラッキング解析を行っている。準天頂衛星を活用し、分析精度向上と他の競技への展開が進められている。
- 普段のランニング／ウォーキング量（速度と距離）を正確に測位し、運動量と健康との関係を明らかにすることで、健康になるための運動を促すサービスも展開可能であり、東京五輪を契機に健康志向が高まってきている日本国民が高付加価値サービスを楽しむことが可能となる。



●神戸マラソン実証実験（平成27年11月15日）



ランニング速度と距離を重視したペースコントロールトレーニングアプリ“MY ASICS”

●アプリ例

51. 義肢装具等の先端技術の発信

【概要】

- 国際義肢装具協会世界大会※が、平成31年（2019年）に同協会日本支部主催により神戸市で開催される。これに際し、①介護リハビリロボットの見本市、②プレパラリンピックPRイベント、③WHOとの共同イベントといったイベントが開催され、日本の技術力等の情報が発信される予定であり、政府としても協力・支援を予定。

※ 本世界大会は、義肢装具・リハビリ工学における「日本の今の実力」を世界に示す絶好の機会であり、更なる国際社会との協同および国際貢献に向けてのステップアップや、義肢・装具業界や周辺業界のスキルアップ、底上げにもつながるもの。

国際義肢装具協会日本支部により開催が予定されている イベント（政府として協力・支援を予定）

- 介護リハビリロボット見本市
日本の介護ロボット機器等の展示を実施。日本の介護ロボット関連企業と世界各国が商談できる場も提供予定。
- プレパラリンピックPRイベント
義肢メーカーの協力により、世界大会期間中に国内外からパラリンピックの有名選手を招待する、各国からの大会参加者や一般市民向けのPRイベント。
- WHOとの共同イベント
WHO神戸センターとの共同により、超高齢化問題や障害克服に関するフォーラム、専門家によるカンファレンスを予定。

国際義肢装具協会（ISPO）とは：

- 非政府組織（NGO）として1970年に設立。世界の義肢装具関連専門職の教育と訓練の標準化に責任を持つ機関。
- WHOと共同で「発展途上国における義肢装具分野専門職養成・訓練に関するガイドライン」を制定。
- 義肢・装具・リハビリ工学とその関連領域における多職種により成る。世界59カ国に支部があり、世界100カ国以上に3000名以上の会員を持つ。

ISPO世界大会

- 1974年より、「義肢装具に関する学際的な技術並びに教育を普及、振興すること」を目的に、3年に1度開催（2013年以降は隔年開催）。2015年はリヨン(フランス)で開催。

52. 「2020年オリンピック・パラリンピック」を見据えた観光振興

【概要】

- 「観光立国推進閣僚会議」で「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」を平成27年6月に決定。
- 同プログラムにおいて、2020年に向けて訪日外国人旅行者数「2000万人時代」の早期実現を図ることとし、『「リオデジャネイロ大会後」、「2020年オリンピック・パラリンピック」及び「その後」を見据えた観光振興』を柱立てし、①オリンピック・パラリンピックをフルに活用した訪日プロモーション、②全国各地での文化プログラムの開催、③オリンピック・パラリンピックを機に訪日する外国人旅行者の受入環境整備、④オリンピック・パラリンピック開催効果の地方への波及、⑤ユニバーサルツーリズムの普及促進等の観点から取組を推進。

①オリンピック・パラリンピック開催をフルに活用した訪日プロモーション

戦略的な訪日プロモーションの実施 等
(例) 2016年リオデジャネイロ大会や2018年平昌大会など大規模スポーツ国際競技大会の機会、日本人メダリスト・アスリートの活用

②全国各地での文化プログラムの開催

文化プログラムの機会を活用し、日本文化等の魅力を発信 等
(例) 世界に誇るべき有形・無形の文化財や、季節感一杯の祭り・花火、地域の伝統芸能、食

③オリンピック・パラリンピックを機に訪日する外国人旅行者の受入環境整備

- ・無料公衆無線LAN環境整備
- ・多言語対応の改善・強化
- ・東京駅の案内等の改善
- ・決済環境の改善
- ・通訳案内士、ボランティアガイドの活用
- ・外国人旅行者の災害対応
- ・宿泊施設の供給確保及び情報提供 等

④オリンピック・パラリンピック開催効果の地方への波及

- ・スポーツ振興を通じた国内外からの誘客
- ・地方への旅行の促進 (広域観光周遊ルート 等)
- ・ホストタウン構想の推進 等

⑤ユニバーサルツーリズムの普及促進

高齢者・障がい者等を含む誰もが安心して旅行を楽しむことができる環境の整備



メディアに向けての情報発信
(オンラインメディアセンター)
<英国政府観光局の例>



© Chris Christodoulou
英国全土で開催された
文化プログラム

2020年を重要な通過点として、その先には、3000万人が訪れるような、世界に誇る魅力あふれる国づくりを目指す。

53. 水辺環境の改善

【概要】

○水辺環境の改善のため、東京都と連携した競技会場周辺等の快適でにぎわいのある水辺空間の創出や舟運の活性化に関する取組の一体的な推進について、平成27年度より検討を開始。



にぎわいのある水辺空間



舟運の活性化



54. 文化を通じた機運醸成

【概要】

○我が国の地域色豊かで多様性に富む文化を通じて、国民一人一人が大会に幅広く関わりを持ち、参加するなど、日本全国での大会機運の醸成のため、関係府省庁、東京都、大会組織委員会を構成員とする関係府省庁等連絡会議を平成27年11月に設置。また、東京オリンピック・パラリンピック大臣の下で、機運醸成を図るための仕掛け作り等のアイデアを募るための有識者意見交換を同月から開始し、平成28年2月を目途に中間整理を行う予定。有識者意見交換の中間整理、大会組織委員会において策定される文化プログラム等、関係機関が一体となって具体的な進捗を確保。

関係省庁等連絡・連携会議

議長－平田竹男 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長

副議長－内閣官房知的財産戦略推進事務局長、文化庁長官

構成員－内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）、総務省地域力創造審議官、総務省情報流通行政局長、外務省国際文化交流審議官、国税庁長官官房審議官、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、農林水産省食料産業局長、経済産業省商務情報政策局長、観光庁次長、東京都生活文化局長、東京都オリンピック・パラリンピック準備局長、東京都産業労働局長、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長

オブザーバー－全国知事会事務総長、全国市長会事務総長、全国町村会事務総長、独立行政法人国際交流基金理事長、独立行政法人国立文化財機構理事長、独立行政法人国立美術館理事長、独立行政法人日本芸術文化振興会理事長、株式会社海外需要開拓支援機構代表取締役社長、独立行政法人日本貿易振興機構理事長、独立行政法人国際観光振興機構理事長

東京オリンピック・パラリンピック大臣と有識者の意見交換

平成27年11月に意見交換を開始。平成28年2月を目途に中間整理。

55-a. 文化プログラムの推進

【概要】

○2020年までを見据えた我が国の文化芸術政策の基本方針（第4次：平成27年5月閣議決定）に、文化プログラムを推進することを明記。更に、文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本構想（平成27年7月）を策定する等、政府における文化プログラムの全国展開に向けた検討を実施。企業メセナ協議会が文化プログラム支援のための「2021芸術・文化による社会創造ファンド」を造成し文化庁と連携。あわせて、在外公館による文化事業や、平成26年度より取組みを開始しているアジア向け「文化のWAプロジェクト」等の、国際交流基金による各種文化交流事業を推進。

文化プログラムの推進に向けた検討体制

○政府における文化プログラムの推進について、全国的な展開も踏まえ、関係府省庁等が連携した取組に向け、検討を開始。

各種文化交流事業の実施 （外務省・国際交流基金）

東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に向けて、「**文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～**」をはじめとする、各種の文化交流事業を展開。



東京国際映画祭との協働事業「アジア・ネットワーキング」レセプションの様（平成26年10月）

【文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～】

- ① 双方向の芸術文化交流事業
文化芸術、スポーツ、学術、市民交流の幅広い分野での双方向交流
- ② アジア諸国における日本語学習支援事業
“日本語パートナーズ”を2020年までに3000人以上を派遣。

この他、各国の日本語教育の基盤整備、舞台芸術・美術・映像等を通じた日本文化紹介事業、知識人の招へいや知的交流会議などを実施・支援。

地方公共団体との連携による展開 （文部科学省）

2020年に向けて、全国津々浦々で文化プログラムを展開するために、「**創造都市ネットワーク日本 自治体サミット宣言**」など、地方自治体との様々な連携を推進。



文化庁長官と登壇都市首長等による「創造都市ネットワーク日本 自治体サミット宣言」（平成26年10月31日）

【創造都市ネットワーク日本 自治体サミット宣言】

東京オリンピックパラリンピックを契機として、日本の文化的な景観や資産を活かしたまちづくりを進め、芸術フェスティバルを積極的に世界発信すること等を確認。そのためのネットワークの拡大を宣言。

※文化芸術創造都市（クリエイティブシティ）
文化芸術の持つ創造性を活かした産業振興、地域活性化の取組。2020年に向けて全国津々浦々で、文化プログラムを実施する際に核となることを期待。

55-b. 文化プログラムの推進

【概要】

○障害者の芸術振興については、共生社会の実現を図る観点も含め、障害のある人たちがその個性・才能を生かして生み出す芸術作品を世界に発信するため、大会に向けて障害者の文化芸術活動を推進。

障害者の芸術活動を支援するための取組例

- 1 「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会」の開催
(厚生労働省と文化庁において共同開催、平成27年6月30日からスタート)

〔事業内容等〕・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、関係者相互の情報共有やネットワークの構築を図るとともに、障害者の芸術文化の振興に資する取組について、広く関係者による意見交換を行う。

2 全国障害者芸術・文化祭の開催

〔事業内容等〕・平成13年度から、障害者芸術・文化祭として、全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として実施。

〔平成27年度予算〕 29,160千円

〔開催県〕 鹿児島県(平成27年11月27日(金)～29日(日))

3 文化芸術活動の振興

○地域生活支援事業

〔事業内容等〕・障害者等の文化芸術活動を振興するため、障害者等の作品展や音楽会、映画祭などの文化芸術活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。

〔平成27年度予算〕地域生活支援事業464億円の内数(補助率:国1/2以内)

〔実施主体〕 都道府県・市町村

○戦略的芸術文化創造推進事業

〔事業内容等〕・障害者の優れた芸術作品の展示・普及を促進するため、作品の所在や制作活動の現状、普及施策等に関する調査研究や広く一般の鑑賞機会の充実を図る展覧会の開催に係る事業を平成26年度より実施

〔平成27年度予算〕戦略的芸術文化創造推進事業4億円の内数

〔実施主体〕 国

56-a. クールジャパンの効果的なPRの実施

【概要】

○クールジャパンの効果的なPRとして、日本の魅力を海外に向け、外国語で情報発信している政府関係機関や民間事業者 同士の連携強化のためのネットワーク構築等に着手。大会に併せたクールジャパンの効果的な発信の在り方の検討の一環として、対象となりうるイベントの特定にむけた検討作業を開始。あわせて、平成27年度において更なるクールジャパン資源の発掘に取り組む。

- 従来、以下の例をはじめとする各種のクリエイティブ関連イベントを実施。こうした取り組みをはじめ、各種のイベントを一体的に実施することで、日本の魅力を効果的に発信。

ファッション分野



デザイン分野



コンテンツ分野

コアイベント



オフィシャルイベント



56-b. クールジャパンの効果的なPRの実施

【概要】

○平成27年1月より、官民メンバー参加の下、2020年までの期間とその後を見据えて、「クールジャパン戦略推進会議」を開催し、同年6月、日本の魅力の効果的な発信を更に進めるため「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」を策定。

クールジャパン戦略深化のための5つの視点

1. 様々な取組に横串を刺し、デザイン視点での編集によって魅力を高める。
2. 官民の活動を俯瞰し、相互に連携させる。
3. 世界中から日本に人材を引きつける「人材ハブ」を構築する。
4. 日本の魅力を外国人目線で再編集し、外国人と協働して発信・展開する。
5. 地方の魅力を、海外で受け容れられるようにプロデュースする。

クールジャパン戦略深化のための 民間と政府の取組

民間の4つの取組モデル-プロジェクトアイデア-

政府の支援も活用しつつ、民間において以下のプロジェクトが具体化されることを期待

デザイン分野 海外のデザイン人材を取り込むため、「デザインラボ/スクール」を設立する。

コンテンツ分野 音楽業界一体となった海外進出を後押しする「エージェント組織」及びコンテンツ利活用の拠点を設立する。

食分野 「食の大学院」や「重点都市拠点」等の設立を通じ、日本食の魅力を発信するシステムを構築する。

地方・観光分野 地方の魅力の発掘・磨き上げを行う「ローカル・クールジャパン・プロデュース事業」体制を設立する。

政府の5つの横断的取組 -アクションプラン-

1. 官民連携プロジェクトを組成するため、「官民連携プラットフォーム」を創設する。
2. 各分野の人材・情報の集積・発信拠点の構築を目指す民間の取組を、政府が連携して支援する。
3. 日本ファンの外国人などをアンバサダーとしてネットワーク化する。
4. ジェトロ等や地方自治体と連携し、地方におけるクールジャパン相談窓口を整備する。
5. 地域プロデューサーをリスト化し、地方に情報提供する。

※上記を含め、「情報発信」、「海外展開」、「インバウンド振興」、「地方の魅力の発掘・発信」に係る合計32の取組を実施。

57. 和食・和の文化の発信強化

【概要】

○大会に関連した日本食・食文化の発信を進めるため、選手村等での料理提供等について、有識者を交えた検討を平成26年11月より開始。また、施設等への木材利用の促進を図るため、国、東京都、組織委員会で構成する木材利用等に関するワーキングチーム（第1回）を平成27年10月に開催。

我が国の農林水産物・食文化による「おもてなし」

和食で

○ 和食で日本の文化を味わってもらう

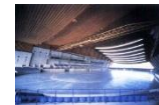
- ・平成25年にユネスコ無形文化遺産に登録された和食の魅力を最大限に発信
- ・選手村等における国産農林水産物の提供
- ・国産・地域食材を積極的に使用している飲食店の紹介
- ・外国人のニーズに対応したメニュー開発
- ・飲食店における多言語表記の推進
- ・近隣市場を活用した食材や和食の提供・発信



和の空間で

○ 木づかいで東北の復興と日本らしさを発信

- ・木材利用で環境に配慮した大会運営を印象づけ
- ・大会施設や選手村等の木造化、内装木質化
- ・木製表彰台、木製椅子の整備等
- ・CLT（直交集成板）等先端的な木材製品技術の活用



CLTを活用した建築物



○ 国産畳等の活用で日本らしい大会を演出

- ・日本文化を体感できる「和の空間」の設置
- ・茶道、華道等の体験等も実施
- ・入場先導、メダル授与補助等で和装（純国産絹製品の着物着用）女性の活用
- ・いざの柔道畳復活でレガシーの継承に貢献

農山漁村で

○ 農山漁村で日本の文化を感じてもらう

- ・外国語、習慣、宗教等にも対応できる農家民宿等の受入体制の構築
- ・農山漁村の魅力を満喫できる体験プログラムの構築（郷土料理、収穫体験、森林レクリエーション等）
- ・外国人旅行者への農家民宿や体験プログラムに関する情報発信体制の構築



花で

○ 世界最高水準の日本の花で日本らしさを演出

- ・主要都市の空港・駅・公共施設におもてなしの花を設置
- ・マラソンの沿道、表彰台（ビクトリーブーケ）、選手村の食堂等を花で演出



地球に優しく

○ 「もったいない」精神で環境五輪を印象づけ

- ・食品ロスを削減する「もったいない」運動の展開
- ・選手村の食堂等の食器等にバイオプラスチック製品を活用



58. 障害者スポーツの普及促進

【概要】

○障害者のスポーツ実施率（成人週1回以上:18.2%）等障害者のスポーツ環境の実態を把握するとともに、地域における普及を円滑に行うため、スポーツ関係組織と障害福祉関係組織の連携・協働体制の構築を促すなど、そのノウハウについて実践研究を実施。

➤ 障害者スポーツについて、平成26年度よりスポーツ振興の観点が強いのを厚生労働省から文部科学省に移管し、取組を強化して実施

障害者スポーツの普及・促進施策

○ 実践・調査研究事業

- ・障害者のスポーツ環境の把握 (図1)
- ・地域における障害者スポーツ普及ノウハウの蓄積 (図2)
→スポーツ関係組織と障害福祉関係組織の連携・協働体制の構築を促進 等

○ 日本障がい者スポーツ協会補助 (厚生労働省から移管)

- ・障害者スポーツの裾野を広げる取組
→指導者養成、広報啓発、地域の障害者スポーツ振興事業等
- ※このほか、パラリンピック等世界大会への派遣、選手の育成強化を実施。

○ 全国障害者スポーツ大会開催事業 (厚生労働省から移管)

→平成27年10月、和歌山県で第15回全国障害者スポーツ大会を開催。

障害者のスポーツ環境 (図1)

週1回以上のスポーツ実施率(成人)
18.2%

全都道府県・政令市 (67) のうち、スポーツ担当部署で障害者スポーツを所管しているのは、**東京都、佐賀県、鳥取県のみ**

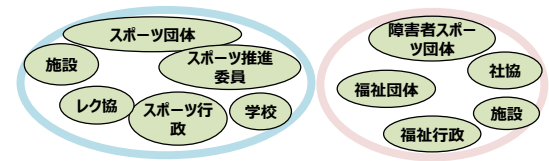
障害者スポーツ専用、または障害者が優先的に利用できるスポーツ施設は **114施設** 一般の体育・スポーツ施設は**約22万施設**

障害者スポーツ指導員は**約21,000人**。週1回以上の定期的な活動者は**約1割**。

日体協公認スポーツ指導者は**約43万人**

障害者スポーツ振興体制の構築 (図2)

これまで スポーツ関係団体と障害福祉関係団体が、**各々でスポーツ活動を実施**



これから

スポーツ関係団体と障害福祉関係団体が、各地域で連携・協働体制を構築し、**障害の有無に関わらずスポーツの振興を一体的に図る**。共生社会の実現にも寄与。



59. 地域スポーツの推進

【概要】

○ライフステージに応じたスポーツ活動への参画を促進し、スポーツ実施率（成人週1回以上:40.4%）を向上させるとともに、地域における多様なスポーツ資源を活用してスポーツを通じた健康増進や地域活性化を推進。

1. 学校と地域における子供のスポーツ機会の充実

→幼児期からの子供の体力向上方策の推進、学校体育の充実等

【具体的な取組】

- 地域を活用した学校丸ごと子供の体力向上推進事業
- 体育活動における課題対策推進事業
- 運動部活動指導の工夫・改善支援事業

2. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

→国民の誰もがいつでもどこでもいつまでもスポーツに親しめる環境の整備

【具体的な取組】

- スポーツによる地域活性化推進事業（スポーツを通じた健康長寿社会等の創生）
- 地域における障害者スポーツ普及促進事業
- コーチング・イノベーション推進事業

3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

→コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進
地域スポーツと企業・大学等との連携

【具体的な取組】

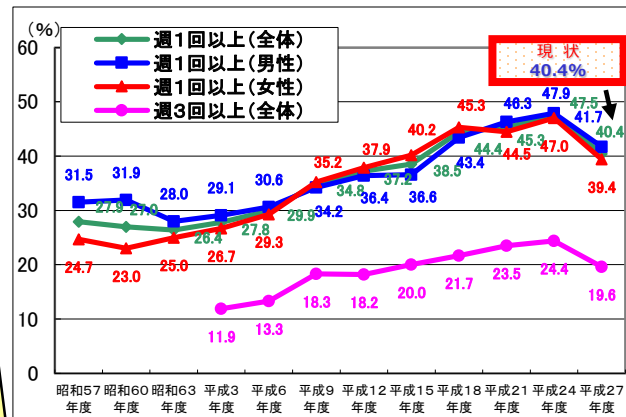
- 多様な主体や周辺の総合型クラブとの連携の仕組みづくりなど、クラブの運営面の強化を支援
- スポーツによる地域活性化推進事業
(スポーツを通じた健康長寿社会等の創生、地域スポーツコミッション活動支援事業)

4. スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

【具体的な取組】

- 地域スポーツとトップスポーツの好循環推進プロジェクト（総合型地域スポーツクラブがトップアスリートの活用等を通じて周辺の地域スポーツクラブや学校を支援する取組）
- スポーツによる地域活性化推進事業（地域スポーツコミッション活動支援事業）
- スポーツキャリアサポート戦略

成人の週1回以上運動・スポーツを行う者の割合の推移



(出典)「体力・スポーツに関する世論調査」(平成24年度まで)及び「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査(平成27年度)」に基づく文部科学省推計

スポーツを通じて

住民の健康増進



地域の活性化

スポーツ立国の実現

60. 受動喫煙防止対策の推進

【概要】

○過去の大会開催国等における受動喫煙の防止対策について、海外事例の追加調査を実施。また、平成27年6月、東京オリンピック・パラリンピック担当大臣から厚生労働大臣に対して、厚生労働省と内閣官房オリパラ事務局が協力して、2020年に向けた受動喫煙防止対策に取り組むよう要請を実施。受動喫煙防止対策を強化するための検討体制を立ち上げる予定。

五輪開催地及び開催予定地の法規制の状況

開催年	2008年		2010年		2012年		2014年		2016年		2018年		2020年	
	中国	北京	カナダ	バンクーバー	英国	ロンドン	ロシア	ソチ	ブラジル	リオ	韓国	平昌	日本	東京
法令施行年	2011年 1997年 (公共交通機関のみ)	1996年 2008年 2015年	1989年 2007年	2007年	2007年	—	2013年	2010年 2012年	1996年 2014年	(州) 2009年 (市) 1978年～ 2006年の間、 関連条例を 8本制定	1995年 2012年	2013年	2003年 2015年	—
対象者	国民 施設管理者	市民 施設管理者	国民 施設管理者	市民 施設管理者	国民 施設管理者	—	国民 施設管理者 販売者	市民 施設管理者	施設管理者	施設管理者	国民 施設管理者	郡民 郡守(※1)	施設管理者 事業者	—
罰則の有無(※2)	○ (公共交通機関)	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	×	—

(※1)「郡」とは、広域市や道の管轄区域内に置かれる基礎自治団体であり、「郡守」とは、郡に置かれる長である。(※2)行政処分を含む。

全ての五輪開催地及び開催予定地において、強制力を持った法令上の措置が講じられている。
* 但し、対象施設の範囲や規制のレベルには相違がある。

(参考)

WHOとIOCとの合意(2010年)

➤ 世界保健機関(WHO)と国際オリンピック委員会(IOC)は、身体活動を含む健康的な生活習慣を選択すること、すべての人々のためのスポーツ、**たばこのないオリンピック**及び子どもの肥満を予防することを**共同で推進することについて合意**した。(2010年7月21日ローザンヌ)

61. 大会に向けたアクセシビリティの実現

【概要】

○障害の有無に関わらず、全ての人にとってアクセス可能な大会を実現するため、大会関係施設やアクセス経路等のユニバーサルデザイン化や関係者による「心のバリアフリー」を推進すべく、大会組織委員会、東京都、国が主催する「アクセシビリティ協議会」を平成26年11月に設置し、障害者団体等の参画も得て「アクセシビリティ・ガイドライン」を取りまとめ、その遵守に向けて、公共交通事業者等を含めた関係者への働きかけを行う予定。

アクセシビリティ協議会の目的

ガイドライン
の策定・承認

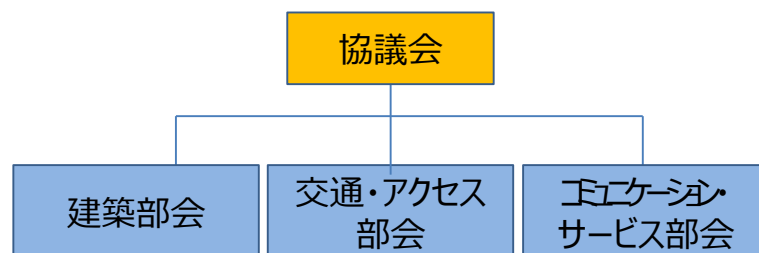
大会に向けたハード・ソフト両面の整備及び運営に活用することを目的とした「アクセシビリティガイドライン」を策定する。(ガイドラインは国際パラリンピック委員会による承認が必要)

ガイドライン
の周知・反映

大会会場等の設備設計や、情報発信・観客誘導等の大会運営に当該ガイドラインを反映させるべく周知を徹底する。また、公共交通を含めたアクセス経路におけるユニバーサルデザイン化や、幅広い関係者による心のバリアフリーに向けて働きかけを行う。

アクセシビリティ協議会の概要

- ・**主催**：内閣官房オリパラ室、東京都、組織委員会（事務局）
- ・**構成メンバー**：組織委員会、国、関係自治体、障害者団体、障害者スポーツ団体、その他関係団体
- ・**部会**：協議会の下に、部会を設置し、具体的な検討を行う。
(障害者団体を含む当事者団体と意見交換を重ね、その意見も踏まえてガイドラインを策定)



62. バリアフリー対策の強化

【概要】

○1日の乗降客数が3,000人以上の旅客施設、特定道路について、2020年度までに原則100%のバリアフリー化など、バリアフリー法の基本方針に定める整備目標の着実な達成に向けて取組を推進中。特に、空港アクセスバスのバリアフリー化に向けては、関係者が連携した取組を推進中。国土交通省内に設置（平成26年9月）した「バリアフリーワーキンググループ」において、空港から競技会場等へのアクセスルートの連続的・一体的なバリアフリー化や、心のバリアフリーの全国的展開など、今後重点的に取り組むべき施策について検討し、平成27年8月21日に取りまとめた。

1. ハード面のバリアフリー化の推進

(1) 大会の円滑な運営に向けた重点的なバリアフリー化の推進

①競技会場のバリアフリー化

会場における車いす使用者のサイトライン確保を含む建築基準を策定。



②競技会場周辺の面的・一体的なバリアフリー化

鉄道駅等から競技会場周辺の歩行空間を連続的・面的にバリアフリー化を推進。



③空港からのアクセスルートのバリアフリー化

エレベーター増設など最先端のバリアフリー化やホームドア整備、空港アクセスバスへのリフト付き車両導入に向けた実証運行を実施。



④大会関連情報に関する案内表示の整備

組織委員会等と連携してカラーリング等を用いた案内表示を検討。



(2) 超高齢社会のショーケースとなるようなユニバーサルデザイン先進都市・東京の実現

①主要ターミナル、観光スポット等における重点的なバリアフリー化等

- ・空港ターミナルから、人気観光スポットまでの経路のバリアフリー化推進のための検討会を設置。
- ・臨海部と都心とを結ぶBRTの整備や案内情報の高度化を実施。
- ・UDタクシーの普及促進。



②ICTを活用した情報提供等の充実

- ・ICTを活用した歩行者移動支援サービスの普及促進を図る。
- ・ロボット技術等を活用した歩行者移動支援について検討。



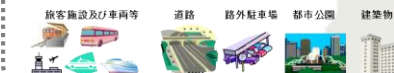
③舟運活性化、クルーズ船受け入れの推進に向けたバリアフリー化

空港と都内等を結ぶ舟運のバリアフリー化



(3) 東京2020大会を契機とした全国レベルでの戦略的・計画的なバリアフリーの推進

・バリアフリー法の整備目標の着実な達成



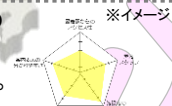
・公共交通など各機関と連携し、道路案内標識の英語表記を改善。



・地域において高齢者、障害者等の旅行支援を行うバリアフリーツアーセンターの拠点数を増やし、併せて多言語対応や人的支援の充実を促進。



・アクセシブルな観光地の推奨・公表を行うため、新たに評価指標を整備。



2. ソフト面のバリアフリー化の推進

(1) 一般国民への普及・啓発（心のバリアフリー）の強化

障害者団体の新たな参加も得て、セミナー・キャンペーン等を実施し国民的運動として展開。併せて、心のバリアフリーに関する副教材を作成。



(2) 公共交通事業者等によるソフト対応の充実等

大会ボランティア等との連携や、障害特性や言語・宗教等にも対応した研修ガイドラインの作成など、職員教育の充実を通じた接遇の向上を推進。



(3) 公共交通機関等の利用における障害者への対応の改善

障害者差別解消法の施行を踏まえ、職員等による人的対応の円滑化を図るとともに、分かりやすい情報提供方法を検討。



63. ICT化を活用した行動支援の普及・活用

【概要】

○ユニバーサル社会の構築に向け、大会を当面の目標とし、屋内外の電子地図や屋内測位環境等の空間情報インフラの整備・活用、及び移動に資するデータのオープンデータ化等を推進し、民間事業者等 が多様なサービスを提供できる環境を整備する。さらに、社会全体のICT化実現に向け、産学官共同で検討する「2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会」における平成27年7月の「アクションプラン（第一版）」において、多言語音声翻訳、デジタルサイネージの推進、スマートフォンや交通系ICカードを活用した入国から出国までのスムーズな移動や言語等の属性情報に応じた情報提供など、利便性を具体的に感じられるサービスの実現に向けた施策を明記。

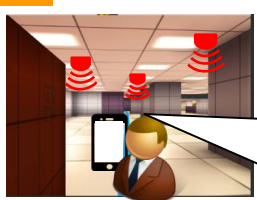
歩行者移動支援サービスのイメージ

空港



屋内外問わず、自分の現在位置、目的地までの経路等の情報が詳細に入手可能

主要駅



目的地へシームレスに移動



多言語で場所に 競技会場の自分の
応じた観光案内 座席まで案内

例えば、障害者や高齢者、ベビーカー等が楽に移動できる段差の少ない経路を案内



2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会

【目的】

東京大会以降の我が国の持続的成長も見据えた、2020年に向けた社会全体のICT化の推進方策について検討。

【検討事項】

(1) 2020年に向けた社会全体のICT化
アクションプラン

① 実現を図るべき事項

(都市サービスの高度化（クラウド環境等活用したICT基盤の整備）、高度な映像配信サービス、無料公衆無線LAN環境の整備促進、ICTを活用した多言語対応の実現、4K・8Kの推進、デジタルサイネージの機能拡大、放送コンテンツの海外展開、世界一安全なサイバー空間の実現等)

② 目標とすべき時期

(2) 官民の役割分担

【スケジュール】

本年7月に「2020年に向けた社会全体のICT化アクションプラン（第1版）」をとりまとめたところ。

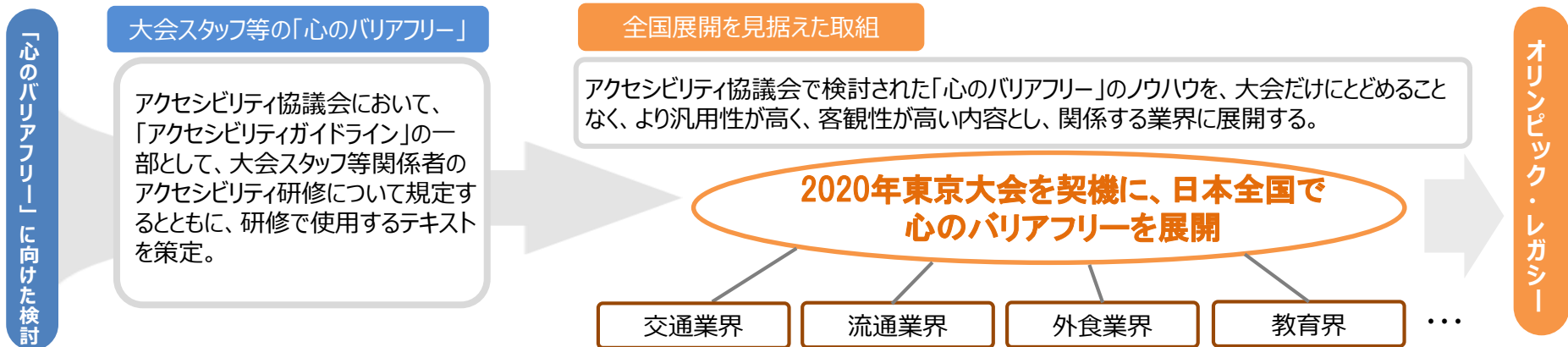
2020年の社会全体のICT化の実現に向けた検討、取組を引き続き実施

64. 心のバリアフリー

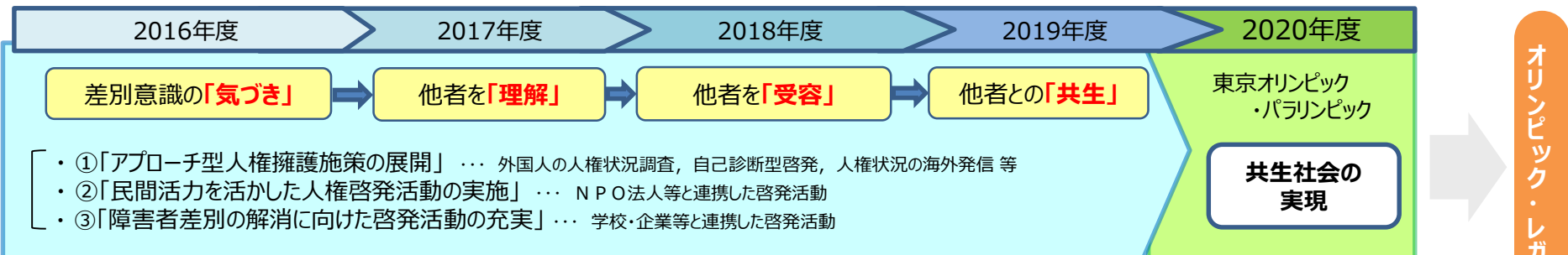
【概要】

○大会を契機として「心のバリアフリー」を推進し、共生社会の実現につなげるため、交通業界、流通業界、外食業界、教育界等接遇及び教育に関係する業界に対し、全国展開を見据え、「アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえた「心のバリアフリー」の実現に向けた働きかけを行う。また、大会へ向けて、全国で障害者・外国人等に対する差別解消に向けた人権啓発活動等を集中的に実施し、広く障害者・外国人等への理解を促進する。さらに、国土交通省においても、障害者団体の新たな参加を得て、「心のバリアフリー」の全国的展開等に今後重点的に取り組んでいくこととしている。

<アクセシビリティガイドラインを踏まえた「心のバリアフリー」の実現に向けた働きかけ>



<障害者・外国人等への理解促進>



(2016年度の重点的取組み事項)

障害者差別の解消に向けた啓発活動の充実 (ポスター掲示、人権教室・企業啓発実施)、外国人の人権状況に関する調査 等